

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
 矯風会第2会館内
 電話 (03) 5386-4041
 FAX 00170-9-31099
 振替 1973年2月1日
 創刊

NHK番組改変事件

訴訟審判決で原告勝訴

NHK裁判 判決要旨

東京高等裁判所平成十六年(ワ)第二〇三九号
 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所
 平成十三年(ワ)第一五四四号)
 判決言渡期日 平成十九年一月二十九日午後二時
 第十七民事部 裁判長 裁判官 南 敏文
 裁判官 安藤裕子 生野考司
 控訴人兼被控訴人(一審原告)

- 1 「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク
(一審原告VAWWINET)
- 2 亡松井耶依訴訟承継人西野留美子
(一審原告西野)

- 1 日本放送協会(一審被告NHK)
株式会社エヌエイチケイエンタープライズ
二十一訴訟承継人株式会社エヌエイチケイ
エンタープライズ(一審被告NEP)
- 被控訴人兼控訴人(一審被告)
株式会社ドキュメンタリー・ジャパン
(一審被告DJ)
- 請求金額 一審原告ハウネット、一審原告西野
合計 四〇〇〇万円

認容金額 一審原告ハウネットの一審被告NHKに
 対する請求認容額 二〇〇万円
 一審原告ハウネットの一審被告NEP、
 一審被告DJに対する請求認容額
 各自一〇〇万円

第1 主 文(主要部分)
 (一) 一審被告NHKは、一審原告ハウネットに
 対し、二〇〇万円及びこれに対する平成十三
 年八月四日から支払済みまで年五分の割合に
 よる金員を支払え。

- (2) 一審被告NEP及び一審被告DJは、一審
 原告ハウネットに対し、各自一〇〇万円及び
 これに対する平成十三年八月四日から支払済
 みまで年五分の割合による金員を支払え。
- (3) 一審原告ハウネットの一審被告らに対する
 その余の請求をいずれも棄却する。
- 2 一審原告西野の控訴を棄却する。
- 3 一審被告DJの控訴を棄却する。

一月二十九日、NHKのE
 TVシリーズ第二夜「問わ
 れる戦時性暴力」(二〇〇
 一・一・三〇放送)の番組
 改変を巡る裁判の高裁判決
 が言い渡された。判決は、
 NHKの編集行為は「編集
 権を自ら放棄したものに等
 しい」と断じ、「憲法で保
 障された編集の権限を濫用
 し、又は逸脱したものとい
 わざるを得ず、放送事業者
 に保障された放送番組編集
 の自由の範囲内のものであ
 ると主張することは到底で
 きない」と、NHKの改編
 を断罪。その上でNHKの
 責任は最も重いとしつつ、
 NHKと番組制作に関わつ
 たNEP21、番組制作会社
 ドキュメンタリー・ジャパ
 ンの三者に「期待権の侵害
 と「説明義務違反」につい
 て共同不法行為を認定し、
 二〇〇万円の賠償支払いを
 命じた。松井より個人の
 被害については、ハウネッ
 トの損害に松井の損害も含
 まれるとして退けた。

国際戦犯法廷に否定的な内
 容に入れ替えたり、「法廷」
 の審理を傍聴していない秦
 郁彦氏を「傍聴した歴史家」
 として紹介して否定的なコ
 メントを長々と挿入するな
 ど、当初の説明とはかけ離
 れた「法廷」隠しの番組と
 なった。

ハウネットは、取材依頼
 をされた時に説明された内
 容と異なる番組が放送され
 たとして「期待権の侵害」
 を、そして番組方針が変わ
 ったなら、その時点で取材
 協力者に説明するべきであ
 ったとして「説明義務違反」
 を主張。提訴を決定したの
 は、番組改変により最も被
 害を受けたのは「法廷」に
 正義の実現を求めて参加し
 た被害女性たちだと考えた
 からである。だからこそ改
 変の背景と真実を明らかに
 したかったのだ。

放送直後から、この番組
 に対して政治圧力があつた
 ことが噂されていたが、一
 審ではその事実関係は間に
 閉ざされたままだった。し
 かし、高裁が終わりかけて
 いた矢先、この番組の制作
 に携わっていたNHKの長
 井暁チーフ・プロデューサ
 ー(当時)が記者会見を開
 いて「政治圧力があつた」
 と告発。それをきっかけに
 審理は続行し、以降、審理
 は番組改変と政治圧力との
 関係に焦点化されていった。

判決では番組制作に関わ
 った長井さんと永田浩三チ
 ーフ・プロデューサー(当
 時)、そして政治家に会つ
 た野島直樹総合企画室国会
 対策担当局長(当時)や松
 尾直樹放送総局長(当時)
 らの証人尋問が実現し、改
 変の生々しい実態が浮か
 び上がった。とりわけ改編
 を直接指示した野島氏の
 「毒を食らわば皿までだ」
 という言葉や、伊東律子番
 組制作局長(当時)の「自
 民党は甘くない」という言
 葉は、改編がNHKの言う
 「通常の編集」とは到底い
 えない異常な事態の下で進
 められたことを強く印象付
 けた。

判決は番組改編について、
 「本件番組が予算編成等に
 影響を与えることがないよ
 うにしたいとの思惑から、
 説明のために松尾と野島が
 国会議員等との接触を図
 り」「松尾と野島が相手方
 の発言を必要以上に重く受
 け止め、その意図を付度し
 てきた。判決は「放送事
 業者に対しては、取材によ
 って得られた素材を自由に
 編集して番組を制作する編
 集の自由は、取材の自由、
 報道の自由の帰結として憲
 法上も尊重されるべく権利
 であり保障されなければなら
 ない」と「取材過程を通じて取
 材対象者が何らかの期待を
 抱いたとしても、それによ
 って番組の編集、制作が不
 当に制限されることがあつ
 てはならない」と、「期待
 権」がすべてに当てはまる
 権利ではないと釘を刺した。
 その上で、「取材対象者が
 期待を抱くのもやむを得な
 い特段の事情が認められる
 時は、番組制作者の編集の
 自由も一定の制約を受け、
 取材対象者の番組に対する
 期待と信頼を故意又は過失
 により侵害する行為は、法
 的利益的違法な侵害として
 不法行為となると解するの
 が相当である」として、こ
 のケースに「特段の事情」を
 認めて「期待権の侵害」を
 認定した。「説明義務違反」
 もまた、「特段の事情」の認
 めが前提になっている。

「政治家の意図を付度」と
 いう言葉は、政治家の圧力
 による改変だったことを明
 確に指摘したものである。
 しかし、NHKの橋本会
 長は判決後の記者会見で
 「政治家による介入がなか
 ったとした点は、NHKの
 主張が認められた」と述べ
 た。大変なすりかえである。

判決は、「政治家が番組に
 対して具体的な話や示唆を
 したことまでは、松尾・野
 島証言でも認めるに足りな
 い」「他に認めるに足りる
 証拠はない」と、具体的な
 話や示唆については政治家
 に会った二人の当事者の証
 言から断定できない、他に
 断定する証拠がないといっ
 ているに過ぎず、「政治圧
 力がなかった」といつてい
 るのではないのだ。

△特段の事情
 裁判では、NHKは一貫
 して「編集の自由」を主張
 してきた。判決は「放送事
 業者に対しては、取材によ
 って得られた素材を自由に
 編集して番組を制作する編
 集の自由は、取材の自由、
 報道の自由の帰結として憲
 法上も尊重されるべく権利
 であり保障されなければなら
 ない」と「取材過程を通じて取
 材対象者が何らかの期待を
 抱いたとしても、それによ
 って番組の編集、制作が不
 当に制限されることがあつ
 てはならない」と、「期待
 権」がすべてに当てはまる
 権利ではないと釘を刺した。
 その上で、「取材対象者が
 期待を抱くのもやむを得な
 い特段の事情が認められる
 時は、番組制作者の編集の
 自由も一定の制約を受け、
 取材対象者の番組に対する
 期待と信頼を故意又は過失
 により侵害する行為は、法
 的利益的違法な侵害として
 不法行為となると解するの
 が相当である」として、こ
 のケースに「特段の事情」を
 認めて「期待権の侵害」を
 認定した。「説明義務違反」
 もまた、「特段の事情」の認
 めが前提になっている。

△番組改変は、「慰安婦」
 問題への政治圧力
 NHKは即日原告したが、
 それはNHKが未だ視聴者
 ・市民ではなく政治家に顔
 を向けていることを物語っ
 ている。NHKは真摯に判
 決に向き合い、「放送の自
 律」はいかにして自ら守る
 ことができるのかを、厳し
 く自省してほしい。

番組改変事件で見落とし
 てならないことは、この番
 組に介入した政治家は、
 「慰安婦」問題や女性国際
 戦犯法廷に批判的な人たち
 だったということ、そして
 改変の方針は①判決を消す
 ②「慰安婦」の存在をな
 べく消す ③慰安所・「慰
 安婦」に対する日本政府及
 び日本軍の組織的な関与を
 消す ④その後の日本政府
 の責任や対応を消す ⑤女
 性国際戦犯法廷を肯定する
 表現を消すというもので、
 改変は彼らの主張を取り入
 れたものであったという点
 である。

この事件は、「慰安婦」
 問題に対する政治圧力、す
 なわち「慰安婦」問題の記
 憶に対する政治権力の介入
 という重大な要素を持つて
 いることを忘れてはならな
 い。

(西野留美子・VAWWI
 NETジャパン共同代表

「慰安婦」問題 米国会と日本の対応

一月三十一日、米下院の与野党議員が、日本軍「慰安婦」問題についての決議案を提出した。民主党で日系三世のマイク・ホンダ議員(カリフォルニア州選出)のほか、共和党議員からも共同提案者である。

「慰安婦」問題について、日本政府は明確に歴史的責任を認めること、首相が公式に謝罪すること、この問題はなかったとの主張に反論することなどが求められている。

これより以前に日本政府はロビーストにロバート・マイケル氏に代えてトーマス・フォーリー氏(民主党下院議長、駐日大使経験者)に依頼したと伝えられている。また加藤良三駐米大使は日本政府はすでに謝罪して対応済みであると、米国議会や政府関係者に説明、書簡を提出した。

二月十五日、米下院外交委員会アジア太平洋地域環境小委員会は公聴会をひらき、三人の被害女性の証言を聴取した。韓国の李容洙さん、金子子さん、オランダ女性(オーストラリア在住)のジャン・オッフェルネさんである。いずれも日本軍兵士から暴行を受けた「慰安婦」としての体験を語り、日本政府の公式な謝罪は受けていない、わたしの悪夢は消えない、日本政府は行動で誠意を示すべきであるとのべた。

共和党ロイス議員は決議案を支持、同じ共和党のロ

ーラ・バシャー議員は日本政府は謝罪しており、ほとんどの教科書でこの問題を教えていると日本を擁護。ワシントンの日本大使館は「決議案は日本がすでに行ってきたことを改めて要求するなど不適切な内容を含んでおり、決議案が採択されないよう最大限の努力を行う」と声明を発表した。

マイク・ホンダ議員は日本の与党内の河野談話見直しのうごきを指摘している。二月十四日に自民党の日本の前途と歴史教育を考える議員の会(中山成彬会長)は、いわゆる従軍慰安婦問題に関する河野平官房長官談話や、「従軍慰安婦」という呼称の見直しを求めるとの方針を決めた。

二月十九日の衆議院予算委員会でも麻生外相は「米下院の決議案は客観的事実に基づいていない。日本政府の対応を踏まえていないので甚だ遺憾」と答弁した。

稲田朋美議員(自民)が「決議案に記されているような日本帝国軍隊が若い女性を強制的に性奴隷にして殺したり、自殺に追いよつたという認識か」の質問にこたえたものである。

首相側近の世耕弘成首相補佐官も訪米して米政府関係者に、首相の意図を説明している。

三月一日、安倍首相は記者団の質問に答えて、軍当局の関与と強制性を認めた河野官房長官談話に関連して、強制性を裏付ける証拠

「法律を超えた連携を」 婦人保護事業

女性への暴力、子どもへの虐待は、大きな社会問題となっている。女性への暴力などの問題力などの問題

その弊害については婦人保護施設としても十年ぐらい前から提言してきているが、受け止められてはこなかった。まずは、その実態について婦人保護施設から提起したい。

東京都五婦人保護施設が平成十八年度「婦人保護施設あり方検討報告書」を作成した。その中の一部に施設利用者が、子どもを乳児院や児童養護施設に預けている施設種別の数を示すことができた。

以下、養育年齢児童の子どもがいる女性で、施設に区分されている比率を示しているが、今、縦割り行政のあり様が支援の実態に添って

いよいよ弊害を各現場が痛感している。

しかし、施設に子どもを預けている母親の六五%以上は、子どもとの同居を希望している。

なぜ分離になったのか？ 婦人保護施設利用時に児童相談所などの関係機関によって「養育能力」が不適と判断されてしまうからである。勿論、「虐待」などがあるれば、無条件で分離される。しかし、「養育能力」への判断は、全く養育ができていないのではなく、何らかのサポートがあれば統合できるケースがないわけではない。

「制度・施策」がないだけのことである。婦人保護施設入所時に分離されてから母子統合に至ったケースは皆無に等しい。

子どもへの「虐待」女性への「暴力」の問題は表裏一体であるといわれ始めた。

この問題については突き詰れば、日本の家族のあり方を問わなければ解決はないと、家族の問題に焦点があてられ始めている。

「養育能力」が不十分と判断されてしまう女性達も、本人自身が十分な養育環境に育っていないことが要因になっている場合が多い。いうならば「社会構造上から生じた犠牲者」であるといっても過言ではない。

子どもを取り巻く問題は社会問題であり、施設が固有に解決する限界に気づき、関係施設が合同で取り組むべきと意見が一致し、東京都社会福祉協議会に平成十八年度「養育児童・女性関係部会」が発足した。

乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・婦人保護施設・宿所提供施設がこの会に参加している。

とは、当時日本が加盟していた婦人児童の売買禁止に関する国際諸条約に照らしても困難である。

戦前の日本の公娼制度が人身売買と自由拘束の性奴隷制であったことは研究上広く認識されている。公娼とされた女性たちに居住の自由はなく、廃業の自由と外出の自由は法令上認められていたが、本人に知らされず、行使しようとしても妨害を受けた。前借金を返さなければ判決で廃業できず、苦界脱出はできない。

⑦日本軍「慰安婦」制度は居住の自由はもちろん、廃業や外出の自由すら認めず、慰安所での使役を拒否する自由をまったく認めないであった。占領地では交通路は軍が管理し逃亡は不可能だった。公娼制度を事実上の性奴隷制度とすれば、日本軍「慰安婦」制度は、より徹底した露骨な性奴隷制度であった。

⑧強制の問題を官憲による暴力的拉致のみに限定し、強制はなかったという主張もみられるが、これは人身売買やだましによる国外誘拐罪、国外移送罪など刑法上の犯罪を問わない付し、業者の行為や女性たちの移送が軍や警察の統制下にあった事実をみようとしない視野狭窄の議論である。

⑨日本政府はすでに謝罪しているとは併明している。アジア女性基金を受け取る元慰安婦の方々にその時々々の総理大臣が署名した手紙が渡された。法的責任と賠償責任を否認した上で道義的責任のもの。一旦受け取った女性が日本大使館につき返し例もある。

⑩現行教科書から「慰安婦」記述がなくなっている。性風俗の利用状況に加えて週刊ポスト誌が夫婦間の性、不倫の実態をきき、十月二二日号に発表した。二二四号からの回答があり五十四代がそれぞれ約三割。過去一年に性風俗を利用した人は66%。性感症患者は26%。今後エイズにかかる可能性があると考える人は45%だった。

短 信

がなかったのは事実ではないか。定義が変わったことを前提に考えなければならぬと発言した。

訪米中の宋受淳韓国外交通商相が不快感を示し、米メディアのCNN、ワシントンポスト、ニューヨークタイムズが発言を報道した。

三月三日、韓国外交通商省は、安倍首相発言について、「歴史的な真実を認め、かそうとするもので、韓国政府は強い遺憾の意を表明する」と発表した。河野官房長官談話を継承するとの日本政府の度重なる立場表明にもかかわらず、日本の反省と謝罪の真実性を疑わせる。日本の政治指導者に対して正しい歴史認識を改めて促している。

安倍首相は四月下旬に初めて訪米する予定である。

◇日本の戦争責任資料センター、「慰安婦」問題で声明発表

二月二三日、日本の戦争責任資料センターが、日本軍「慰安婦」問題で歴史的な事実を踏まえ冷静な対応を求める声明を発表した。

アメリカ議会下院の決議案に対しての日本政府与党の動きを憂慮し、明かになっている事実を確認し関係者が適切な行動を取るよう要請し、根本的解決を願う。

①旧陸海軍や政府関係資料はすでに数多く開示されている。旧日本陸海軍が自らの必要のため創設、慰安所の運営においても軍が監督統制した。

②「従軍慰安婦」の言葉が

◇性風俗利用の学術調査

厚生労働科学研究でエイズ予防対策の研究をおこなっている大阪府立大学東優子助教の研究班が、週刊ポストの読者を対象に性産業の利用実態を調査した。

男性読者が多い週刊ポスト誌十一月十七日号にハガキ回答方式でアンケート調査を実施した。研究班による性風俗の利用状況に加えて週刊ポスト誌が夫婦間の性、不倫の実態をきき、十月二二日号に発表した。二二四号からの回答があり五十四代がそれぞれ約三割。過去一年に性風俗を利用した人は66%。性感症患者は26%。今後エイズにかかる可能性があると考える人は45%だった。

その弊害については婦人保護施設としても十年ぐらい前から提言してきているが、受け止められてはこなかった。まずは、その実態について婦人保護施設から提起したい。

東京都五婦人保護施設が平成十八年度「婦人保護施設あり方検討報告書」を作成した。その中の一部に施設利用者が、子どもを乳児院や児童養護施設に預けている施設種別の数を示すことができた。

以下、養育年齢児童の子どもがいる女性で、施設に区分されている比率を示しているが、今、縦割り行政のあり様が支援の実態に添って

いよいよ弊害を各現場が痛感している。

しかし、施設に子どもを預けている母親の六五%以上は、子どもとの同居を希望している。

なぜ分離になったのか？ 婦人保護施設利用時に児童相談所などの関係機関によって「養育能力」が不適と判断されてしまうからである。勿論、「虐待」などがあるれば、無条件で分離される。しかし、「養育能力」への判断は、全く養育ができていないのではなく、何らかのサポートがあれば統合できるケースがないわけではない。

「制度・施策」がないだけのことである。婦人保護施設入所時に分離されてから母子統合に至ったケースは皆無に等しい。

子どもへの「虐待」女性への「暴力」の問題は表裏一体であるといわれ始めた。

この問題については突き詰れば、日本の家族のあり方を問わなければ解決はないと、家族の問題に焦点があてられ始めている。

「養育能力」が不十分と判断されてしまう女性達も、本人自身が十分な養育環境に育っていないことが要因になっている場合が多い。いうならば「社会構造上から生じた犠牲者」であるといっても過言ではない。

子どもを取り巻く問題は社会問題であり、施設が固有に解決する限界に気づき、関係施設が合同で取り組むべきと意見が一致し、東京都社会福祉協議会に平成十八年度「養育児童・女性関係部会」が発足した。

乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設・婦人保護施設・宿所提供施設がこの会に参加している。

とは、当時日本が加盟していた婦人児童の売買禁止に関する国際諸条約に照らしても困難である。

戦前の日本の公娼制度が人身売買と自由拘束の性奴隷制であったことは研究上広く認識されている。公娼とされた女性たちに居住の自由はなく、廃業の自由と外出の自由は法令上認められていたが、本人に知らされず、行使しようとしても妨害を受けた。前借金を返さなければ判決で廃業できず、苦界脱出はできない。

⑦日本軍「慰安婦」制度は居住の自由はもちろん、廃業や外出の自由すら認めず、慰安所での使役を拒否する自由をまったく認めないであった。占領地では交通路は軍が管理し逃亡は不可能だった。公娼制度を事実上の性奴隷制度とすれば、日本軍「慰安婦」制度は、より徹底した露骨な性奴隷制度であった。

⑧強制の問題を官憲による暴力的拉致のみに限定し、強制はなかったという主張もみられるが、これは人身売買やだましによる国外誘拐罪、国外移送罪など刑法上の犯罪を問わない付し、業者の行為や女性たちの移送が軍や警察の統制下にあった事実をみようとしない視野狭窄の議論である。

⑨日本政府はすでに謝罪しているとは併明している。アジア女性基金を受け取る元慰安婦の方々にその時々々の総理大臣が署名した手紙が渡された。法的責任と賠償責任を否認した上で道義的責任のもの。一旦受け取った女性が日本大使館につき返し例もある。

⑩現行教科書から「慰安婦」記述がなくなっている。性風俗の利用状況に加えて週刊ポスト誌が夫婦間の性、不倫の実態をきき、十月二二日号に発表した。二二四号からの回答があり五十四代がそれぞれ約三割。過去一年に性風俗を利用した人は66%。性感症患者は26%。今後エイズにかかる可能性があると考える人は45%だった。

売買春問題ととりくむ会

発行所 売買春問題ととりくむ会
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
 矯風会第2会館内

電話 (03) 5386-4041
 FAX 00170-9-31099
 振替 1973年2月1日
 創刊

日本弁護士連合会への要請

日本弁護士連合会 会長 平山 正剛 様
 両性の平等委員会 委員長 菅沼 友子 様
 日本弁護士連合会の両性の平等委員会が発足三十
 年を迎えられたことをお慶び申し上げます。
 私たち売買春問題ととりくむ会は売春防止法の獲
 得に努力した団体の後身組織として、内外の売買春
 ・性搾取の問題にとりくんでまいりました。現在は
 日本軍「慰安婦」問題の立法による解決と売春防止
 法の抜本的改革・新しく女性の権利を確立させる法
 律獲得をめざしております。

五十余年前の売春防止法立法準備作業時に当時の
 売春対策審議会の女性委員たちは男女両罰性を主張
 しましたが容れられず、現在のような片罰性にとど
 まりました。また他法により性風俗関連特殊営業が
 規定され、公認の買春地域が定められる結果となっ
 ています。日本女性のみなさん、来日外国人女性がこ
 の法体系・行政状況の中に追い込まれていきます。

日本弁護士連合会はかつて沖縄の売春問題にとり
 くみ成果を挙げられました。その後、個室付浴場業
 問題でも発言をつづけられました。その前例をふま
 えて現在の不平等な法体系・行政状況の改革にとり
 くまれるようお願い申し上げます。

性は人権であり、平等でなければなりません。政
 府はいまのところ「法改正は国会の仕事」として傍
 観しており、国会では売春防止法制定前後の超党派
 の女性議員のような活動はみられません。民間法曹
 としての日本弁護士連合会のご健闘を期待するもの
 であります。

二〇〇七年 四月 十二日
 売買春問題ととりくむ会

日本弁護士連合会に両性
 の平等委員会が発足して三
 十年になる。三月十日には
 記念シンポジウムが弁護士
 会館で開催され、現在の課
 題が論議された。
 売買春問題ととりくむ会
 では、かねてから日弁連に
 対し売買春・性売買問題へ
 の法律家としてのとりくみ
 を要請。二〇〇五年二月五
 日にも文書を送っている。
 今回の文面にも記したよ
 うに日弁連には沖縄の売春
 問題、とくに前借金問題に
 はじまるとりくみを要請し
 た。今後の活動を期待する。

第8回アジア連帯会議開催予告

日時：2007年5月 19日～ 21日
 場所：韓国のソウル「クリスチャンアカデミー
 ハウス」
 主催：韓国 挺身隊問題対策協議会
 参加予定国：フィリピン、台湾、インドネシア
 東ティモール、中国、オランダ、南北朝鮮、日本
 オブザーバー：オーストラリア、米国、ドイツ等

河野談話支持の

国際署名を提出

2007. 3. 25

二〇〇五年二月に東京で
 開かれた第七回日本軍「慰
 安婦」問題アジア連帯会議
 の実行委員たちが、その後
 の連帯を続けるために日本
 軍「慰安婦」問題行動ネッ
 トワークとしてほぼ月一回
 夜に集まってきた。戦後60
 年！世界連帯八月行動や、
 韓国対協の第七〇〇回水
 曜デモ世界連帯行動、「慰
 安婦」問題06夏の行動など
 を実行した。

安倍内閣が発足してから
 自民党内の河野官房長官談
 話批判が強まり、日本の前
 途と歴史教育を考える議員
 の会・中山成彬会長は従軍
 慰安婦問題を検証する小委
 員会を立ち上げ、政府への
 提言をまとめるうごきがお
 きた。

記者会見・緊急院内集会

旧日本軍兵士に聞く

日本軍「慰安婦」問題行
 動ネット主催で参院議員会
 館で開催した。
 映像による「慰安婦」被
 害者の姿を見せたいと、い
 ままで撮ってきた韓国、中
 国、フィリピンのビデオを
 上映、女性たちの声を聴く。
 旧日本軍兵士の小山一郎
 さんは中国から北朝鮮、シ
 ベリヤ抑留、撫順戦犯管理
 所に収容された人。中国女
 性50人くらい。罪悪感感
 じなかったのは日本の公娼
 制度の影響。日本軍の罪の
 深さに胸が痛む。

坂倉清さんも山東省から
 シベリヤ、撫順のコース。
 初めて人を殺し、嬰兒が血
 に染まった母親の乳を吸っ
 ている光景はいまも目に焼
 きついている。巡回慰安所
 はトラックに毛布をたらし
 たもの。

取材陣から強制動員、だ
 まされた挺身隊女性、首相
 訪米への注文はの質問に、

三月二十九日、集まった署
 名用紙を内閣府大臣官房総
 務課山田哲範調査役と五十
 嵐哲也氏に手渡した。内閣
 府の建物は警備体制が厳し
 くなり、事前に氏名を連絡
 しなければ入館できない。
 人数は議員を含めて十人と
 限定された。

韓国、台湾、フィリピン、
 ドイツからの署名を合わせ
 て一四四〇六筆をわたす。
 必ず首相に届けてほしいと
 念を押すと首相秘書官に渡
 すとのこと。福島みずほ
 議員が国会でがんばるから
 と発言して退席。岡崎トミ
 子議員は安倍首相の答弁に
 対して「慰安婦」問題は過
 去のことではなく現在の課

私たちが、長年の研究成
 果や膨大な政府調査を無視
 したこの間の「河野談話」
 否定の策動に対して、各国
 とともに国際同時デモを行
 う。一・八万の国際署名
 を首相に届け、日本の司法
 府が「慰安婦」裁判の判決の
 中で、軍・政府関与や拉致
 などの強制性、原告の被害
 事実を認定していることを
 『判決パンフ』によって明
 らかにし、また、元兵士・
 被害者の証言・ビデオ集会
 等の反対活動を展開してき
 ました。その意味では、ひ
 とまずこの謝罪を一步前進
 と受け止めたいと思います。

安倍総理訪米を前にして

果して信用に値するもので
 しょうか。
 安倍首相、今回の謝罪
 が、非人道的な人権侵害
 に対する日本政府の真摯
 な謝罪であると、世界に
 向けて証しするために、
 私たちは被害者とともに
 以下のことを強く要求し
 ます。

1、真の謝罪を60年待ち続
 けた被害者に直接届けるこ
 と。

3月29日、署名伝達の時
 に届けたフィリピンのトマ
 サ・サリノグさんの渾身の
 手紙を読まれたでしょう
 か？「慰安婦」として拉致
 される彼女を護った父を目
 前で日本兵に殺され、敗戦
 後、貧困、病いという過酷
 な人生の中で日本政府の公
 式謝罪と法的な賠償を訴え
 続けた彼女は、つい最近帰
 らぬ人となりました。被
 害者が生きていらっしゃるに
 これ以上、待てません！

2、「河野談話」は閣議決
 定し、今回の謝罪を揺るが
 んぬものとするため、国会決
 議とすること。
 また、歴史資料等に基づ
 き「軍による強制性」を認
 めること。

3、謝罪に伴うべき国家に
 による補償を一刻も早く実施
 するため、「戦時性的強制
 被害者問題解決促進法案」
 を成立させること。下関判
 決は立法不作為で国に賠償
 を認め、立法を付言し促す
 判決も出ています。更に各
 国際機関も勧告しており、
 その実施は国際的に尊敬さ
 れる道です。

4、踏襲した「河野談話」
 にある「歴史教育を通じて
 永く記憶にとどめ、同じ過
 ちを決して繰り返さない固
 い決意を」を教科書への記
 述において具体化すること。
 5、閣僚を初めとする妄言
 を許さず、更迭など毅然と
 した措置をとること。

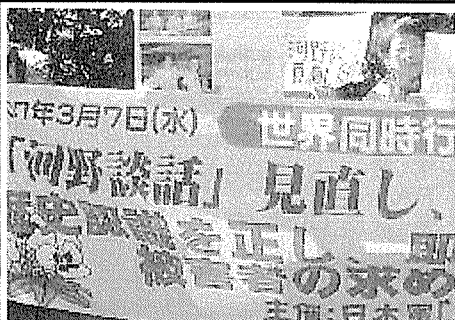
声明

安倍首相は、米下院の決
 議案が採択されても謝罪し
 ない(3・16)という態度
 を翻し、訪米を目前に、米
 国メディアの取材に対して
 「人間として心から同情す
 る。首相として大変申し訳
 なく思っている」「彼女た
 ちが慰安婦として存在しな
 ければならなかった状況に
 つき、我々は責任がある」と
 日本への責任を認め、謝罪
 したことが報じられました。

「慰安婦」被害者とともに 韓国・フィリピン・台湾同時行動

スタンディング・デモ

2007. 3. 7



「慰安婦」見直し
世界同時行動
2007年3月7日(水)

安倍内閣が発足して以来、国会でのマイク・ホンダ下自民党内で起きている「河野談話」見直しに抗議して、韓国・フィリピンも加わり、台湾・フィリピンも加わり、日本政府に謝罪を迫る同時抗議行動を行うという呼びかけが伝えられた。

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワークでも、安倍首相の一連の発言に抗議して、河野談話遵守を呼びかける署名運動などを繰り広げてきたが、「被害者たち」の抗議行動にあわせて三月七日に参議院議員会館前でスタンディング・デモを行った。

十二時に思い思いの垂れ幕やメッセージ、なくなられた「被害者」の方たちの写真を掲げて、議員会館前の歩道でスタンディング・デモをしている参加者の前で、短い時間ながら、内容の濃い訴えが流れた。

まず、スタンディングに至る経緯と日本政府と自民党内の河野談話見直しの動きが報告された。また米国

韓国、台湾、フィリピンからのメッセージが読み上げられた。

韓国からは「10代の幼い年齢で、性奴隷として連行された根（ハン）と傷痕を胸に抱いて一生を生きてきたハルモニたちが、韓国の日本大使館前で堂々と問題解決を要求しはじめてから、もう15年を越えました。雨が降ろうが、雪が降ろうが、スタンディングを終えた。

水曜日となれば日本大使館前に集ってくるハルモニたちの望みは日本政府からの真実な謝罪です。

そして今、安倍総理さえも「日本軍「慰安婦」を強制動員した」という証拠はない」と言い、言い逃れをしています。一国の指導者として、自国の歴史的な過ちについて、責任ある姿勢を示すどころか、被害者たちの胸に釘を打ち込むような妄言です。

私たちは日本政府のこのような態度を到底受け入れることができません。十五年の歳月をやめることなく闘って来たように、これからも正義を叫ぶ闘いを続けて行くつもりです。」の言葉がいまだにきちんとした謝罪をしていない加害国の一人として胸が痛い。

最後に参加者アピールが読み上げられて、一時間のスタンディングを終えた。

また日本聖公会は、米

NCC「河野談話」を継承し、見直し・撤回をしないよう求める声明

日本キリスト教協議会(NCC)女性委員会は、日本軍「慰安婦」問題の解決のため、一九九二年以来、何人もの被害者の方々と現地の支援団体の方々に直接出かけて証言を聞き、日本政府による公式謝罪と法的賠償を求める被害者の願いを支持しています。

しかし、現在の日本政府の態度は被害者と私たちの求めに反するものです。日本政府は一九九三年八月、旧日本軍及び官公庁資料を調査して、「慰安婦」についての日本政府の関与と、強制性を認めざるを得ませんでした。その結果として、河野洋平官房長官(当時)が「お詫びと反省の気持ち」を表明する談話を発表したのです。私たちはこの談話を歓迎し、これが問題解決への第一歩となることを期待しました。

その後、日本政府は、一九九五年「女性のためのアジア平和国民基金」を設立し、問題の解決を図ろうとしましたが、被害者と被害国の市民に受け入れられることにはなりません。

今、安倍総理の周辺からは、河野談話の見直し・撤回を求める声があり、首相自身も、就任後は「内閣としては官房長官談話を継承する立場」であるとしながらも、見直しもよいと発言するなど、二重規範ともいえる態度をとっています。

今、日本政府に求められているのは、河野談話に真摯に向き合い、被害者の求める公式な謝罪と法的な賠償をもって真に解決することであると信じます。日本が国際的な信頼を回復するためにはそれが唯一の道であると考えます。(抜粋)

二〇〇七年三月一三日

日本キリスト教協議会(NCC)女性委員会委員長 松浦順子
NCC総幹事 山本俊正

NCCは三月一三日付で日本政府が「河野談話」を継承し、撤回しないよう求める声明を出した。NCCは総会決議に基づき一九九二年以来、「慰安婦」問題に担当者をおいて、主として女性委員会とともに取り組んできた経過をふまえて、昨今の政府のこの問題についての態度は見直しを要するべきだと判断した。「河野談話」は政府が自ら莫大な資料を精査した結果、「慰安婦」についての関与と強制性を認めざるを得なかった故に出されたことを喚起させ、一刻も早く公的謝罪と法的賠償を果たすよう求めたものである。

この声明を英訳し、NCCの国際ネットワークをとおして海外に発信した。「国際エキュメニカル・ニュース」(ENI)には記事に取り上げた。

また日本聖公会は、米

子どもポルノサイトの根絶に向けて
スウェーデンのブロッキングの取り組みと日本の課題

三月二十九日、「子どもポルノサイトの根絶」に向けてスウェーデンのブロッキングの取り組みと日本の課題」をテーマに、駐日スウェーデン大使館、(財)日本ユニセフ協会、ECPA/T/ストップ子ども買春の会の3団体共催でのシンポジウムが、スウェーデン大使館(東京都港区)で行なわれた。IT技術の発達と普及にともない、世界各地で深刻化するサイバー空間上での子どもポルノサイトの国境を超えて広がる、国際的な問題として取り組まなければならないと認識されている。

開会にあたりシルビア・スウェーデン王妃は、九六年ストックホルム会議以降、法整備を含めた取り組みへの高い評価と子どもポルノサイト根絶への期待、基調講演者のヘレナ・カールン氏(ECPA/Tスウェーデン代表)は「さまざまな取り組みにもかかわらず、期待が寄せられ、急務である。同時に被害者へのリハビリテーションプログラムを行なうことも重要である。子どもを救うためには、一つの対応策でなく、複数での取り組みが必要である」と述べられた。

パネルディスカッションでは、スウェーデンからは「Net Clean Analyzer」のソフトウェアを開発したテリア・ソネラ社、スウェー

女性委員会の皆様には、二〇〇六年度の会計報告と二〇〇七年度の会費のお願いを同封させていただきました。ご覧いただければお分かりいただけると思います。今年度を出発しなければなりません。どうぞご理解のうえ、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

女性委員会の皆様には、二〇〇六年度の会計報告と二〇〇七年度の会費のお願いを同封させていただきました。ご覧いただければお分かりいただけると思います。今年度を出発しなければなりません。どうぞご理解のうえ、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

女性委員会の皆様には、二〇〇六年度の会計報告と二〇〇七年度の会費のお願いを同封させていただきました。ご覧いただければお分かりいただけると思います。今年度を出発しなければなりません。どうぞご理解のうえ、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

女性委員会の皆様には、二〇〇六年度の会計報告と二〇〇七年度の会費のお願いを同封させていただきました。ご覧いただければお分かりいただけると思います。今年度を出発しなければなりません。どうぞご理解のうえ、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

女性委員会の皆様には、二〇〇六年度の会計報告と二〇〇七年度の会費のお願いを同封させていただきました。ご覧いただければお分かりいただけると思います。今年度を出発しなければなりません。どうぞご理解のうえ、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

女性委員会の皆様には、二〇〇六年度の会計報告と二〇〇七年度の会費のお願いを同封させていただきました。ご覧いただければお分かりいただけると思います。今年度を出発しなければなりません。どうぞご理解のうえ、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

短 信

国民基金解散
略称アジア女性基金は三月三十一日に解散した。昨年十一月十九日の国際シンポジウムFINAALによれば二八五人の被害女性に償い金を渡している。基金の今後の展望について話された。日本では検挙数も年々増え、〇六年度は六一六件、三五〇〇「慰安婦」裁判の判決内容、その1、軍関与・強制性の事実、その2、原告個人の被害事実の中見博著「ポルノグラフィと性暴力」新法法規制を求めて」刊行明石書店。二五〇〇円。

◇シエラ利用者に係る児童虐待に関する「調査研究」報告書刊行。
女性の家HELP発行
◇事務局長から
日ごろの売買春問題ととりくむ会へのご協力に感謝申し上げます。二〇〇七年最初の売買春問題ととりくむ会ニュースをお届けします。

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
 〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
 矯風会第2会館内

電話 (03) 5386-4041
 FAX 00170-9-31099
 振替 1973年2月1日
 創刊

二〇〇七年七月

参議院議員選挙立候補者アンケート

Ⅰ、日本軍「慰安婦」問題について

私たちは戦後六〇年を経たにもかかわらず、まだ解決されていない戦後処理問題の一つに日本軍「慰安婦」問題があると考えます。

日本軍「慰安婦」問題については国連人権委員会や国連女性差別撤廃委員会、ILOで勧告され、クマラスワミ特別報告者の来日調査でも明らかにされ、報告書に記載されています。現在、米国下院議会でも取り上げられています。私たちは九三年八月四日の河野官房長官談話を支持し、真摯に向き合うよう国際署名運動を実践しました。

貴方は当選されましたら、国会議員としてどのようにお考えになり、実行なさいますか？

イ、河野官房長官談話を支持し、尊重する。
 ロ、河野官房長官談話を支持できない。
 ハ、すでに参議院に提出されてきた「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」の成立に協力する。

ニ、この法案の成立に協力しない。
 ホ、新たな法案作成に努力し、発議者になる。
 ヘ、賛同者になる。

【意見】
 Ⅱ、女性への暴力、特に性暴力について
 ① 現行の売春防止法第五条は事実上女性のみを処罰の対象としています。今やスウェーデンでは売買春関係においては買春男性のみが処罰の対象になっています。日本の法制では男女平等の考えからみて不公平、とお考えになりますか？
 ② 私たちは売春防止法を抜本的に改正し、新たに女性の権利を確立する法律をつくりたいと願うものです。すでに請願運動を始めています。法改正に協力いただけますか？

イ、新たな法律作成に努力し、発議者になる。
 ロ、賛同者になる。
 ハ、協力しない。

③ 政府・法制審議会が刑法改正を検討し、一部改正されましたが、私たちは性に関する項目の改正を求めるものです。保護事業との関係でどうあるべきとお考えになりますか？

イ、強姦が二年以上の刑が三年とはなりませんが軽すぎます。何年以上がいいとお考えになりますか？
 ロ、現行法は「近親姦」の規定がありませんが、児童施設や婦人保護施設の利用者には被害者がかなり存在します。処罰規定が必要とお考えになりますか？

ハ、13歳以上の男女間で合意があった場合は処罰されませんが、13歳未満の場合には処罰の対象となります。性的合意の年齢が13歳とは低すぎるとお考えになりますか？

ニ、強姦は親告罪になっています。強姦の親告罪は売春防止法施行後にはずされませんでした。強姦は殺人に次ぐ人権侵害とらえ、告訴を待たず犯罪摘発が必要とお考えになりますか？

ホ、日本国民が海外で犯罪を犯すことも多く生じます。新規立法には国家の方針として、国外犯規定を設けることが必要とお考えになりますか？

当会では国政選挙時には、居直りは国際世論の批判を毎回、立候補者アンケートを行ってきた。今回もHP掲載の立候補予定者を自民党以外の各党の選挙担当の協力も得て、可能な範囲で上記のアンケートを一九七通配布、46名の回答を得た。公明党、国民新党の候補からの回答はなかった。

(回答率二三・四%)
 これまでと比較して、今回特に目立ったのは女性候補者からの回答が多かったこと、立場を異にする候補者からの回答がなかったことが挙げられる。

アンケート回答(敬称略)
 回答者46名(うち女性24名)
 共産党15名(浅野ふみ子、あやべ澄子、井上哲士、紙智子、谷川智行、田村智子、近松みき子、中村あつ子、成宮まり子、はたの君枝、八田ひろ子、春名眞章、宮本しづえ、宮本たけし、山下よしき、民主党14名(梅村さとし、大河原まさこ、こうだ邦子、今野東、斉藤つよし、谷博之、谷岡くにこ、とくなが久志、畑智子、舟山康江、牧山ひろえ、山崎まや、米長はるのぶ、コメントたるい良和) 社民党13名(青木かずみ、金岩秀郎、金子哲夫、杉浦ひとみ、戸田二郎、中川博司、平山良平、まつざわ悦子、山内徳信、山口たか、山本あきこ、和田茂、渡辺英彦、自民党(牧野たかお、コメント丸川珠代) 無所属(糸数けいこ、川田龍平)

Ⅰでは、全員(自民党候補も含む)がイとハ、またはどちらかと答えている。2割はホかへにも同意している。意見には▼軍の強制性はなかったとの安倍首相の

居直りは国際世論の批判を呼び、国際的に孤立している(共産・浅野ふみ子、はたの君枝)▼日本政府は歴史を正しく認識し、二度と女性の尊厳・人権を踏みにじることがないように、総理の謝罪と戦後保障を果たすこと、歴史の真実を後世に伝えること(社民・山内徳信、中川博司、共産・井上哲士、春名眞章、山下よしき)▼戦後処理の立法でアジアとの和解を実現すべき(民主・今野東)▼安倍首相が軍の強制性を否定したり、下村官房副長官を罷免していないことは許しがた(無・川田龍平)▼安倍首相は発言を撤回し、公式に謝罪すべき(共産・八田ひろ子)

Ⅱ①では回答を寄せた候補者是不公平と答えている。(社民・戸田二郎等)
 ▼「買春男性を処罰の対象とすべき」(民主・畑智子、まつざわ悦子等) 15歳から18歳があげられている。
 ▼幼児に対する性的虐待もあり、対応を考えるべき(無・糸数けいこ)
 ▼それは思わない。むしろ小学生高学年ころから性教育をきちんと行う必要がある(民主・谷岡くにこ)

Ⅱ②では多くの回答がイと答え、ロも内容を見た上で付ではあるが賛同するといふ、売春防止法の改正が必要という点での認識はある。Ⅱ③では一部改正された刑法についてさらに検討が必要と思われる点を尋ねた。イは五年以上の回答が多かったが、▼少なくとも十年以上が望ましい(社民・青木かずみ、民主・山崎まや等)▼人権侵害の視点からもっと重い刑を(民主・梅村さとし、社民・山本あきこ、和田茂)▼下限は三年でも二十年まで科すことが

できるもので、現行のままでもよい(社民・杉浦ひとみ)▼最高刑の二十年を無期懲役に引き上げること(民主・こうだ邦子)▼犯罪の量刑については慎重な検討が必要(共産・あやべ澄子、谷川智行ほか13名、民主・大河原まさこ、牧山ひろえ)

Ⅱ③ロでは処罰規定と法整備が必要と答えたものは26名▼家族による性的虐待・近親姦は被害者が訴えることも困難な、重大な人権侵害。各国の法制度や国連の見解なども踏まえ研究していきたい。(共産・紙智子、中村あつ子、宮本しづえほか13名)▼処罰とともに矯正のための教育も必要(社民・平山良平)

Ⅱ③ハでは低すぎると答えたものが38名、国連子どもの権利委員会の勧告を指摘された方も多く(社民・まつざわ悦子等) 15歳から18歳があげられている。
 ▼幼児に対する性的虐待もあり、対応を考えるべき(無・糸数けいこ)
 ▼それは思わない。むしろ小学生高学年ころから性教育をきちんと行う必要がある(民主・谷岡くにこ)

Ⅱ③ニの親告罪を外すことにはほとんど全員が強姦が重大な人権侵害であることと認めている(民主・舟山康江等)▼告訴を待たずに犯罪摘発するには二次被害の現実もあり、十分な検討が必要(共産・田村智子、成宮まり子他13名)▼前提として被害者のプライバシーと利益の保護、支援策の整備が必要(社民・かないわ秀郎、金子哲夫ほか4名)

Ⅱ③ホについても児童買春、児童ポルノの製造・配布等はすでに処罰対象になっていると指摘された方も多いが、ほとんど全員が更なる法整備と対策強化の必要性を述べられている。(民主・とくなが久志等)

▼情けないことだがその様な規定も必要(民主・斉藤つよし)▼外国の立証は難しいかと思う(民主・米長はるのぶ)

なお、アンケートの個別の回答はなかったが、▼女性への政治的サポートはまだ足りません。女性だからといって差別されることはあってはなりません。(丸川珠代)▼真摯に向き合いたい問題で、安易な回答は難しい(たるい良和)というコメントがあった。

布等はすでに処罰対象になっていると指摘された方も多いが、ほとんど全員が更なる法整備と対策強化の必要性を述べられている。(民主・とくなが久志等)

▼情けないことだがその様な規定も必要(民主・斉藤つよし)▼外国の立証は難しいかと思う(民主・米長はるのぶ)

なお、アンケートの個別の回答はなかったが、▼女性への政治的サポートはまだ足りません。女性だからといって差別されることはあってはなりません。(丸川珠代)▼真摯に向き合いたい問題で、安易な回答は難しい(たるい良和)というコメントがあった。

振替	00140-1-654781	9,638,567円
協力の家記念館へ	500,000円	500,000円
ナナムの国際会議分	3,100,000円	3,100,000円
「慰安婦」問題国際会議分	2,500,000円	2,500,000円
「慰安婦」問題国際会議分	1,156,598円	1,156,598円
「慰安婦」問題国際会議分	674,757円	674,757円
「慰安婦」問題国際会議分	1,368,191円	1,368,191円
「慰安婦」問題国際会議分	85,135円	85,135円
「慰安婦」問題国際会議分	1,368,191円	1,368,191円
「慰安婦」問題国際会議分	253,886円	253,886円
合計		9,384,681円

差引残高(繰越金)

事務局より 第八回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議に支援基金から十万円をお渡ししました。支援基金の皆さまには振替用紙を同封させていただきました。支援基金の皆さまには振替用紙を同封させていただきます。よろしくご協力の程、お願い申し上げます。

第八回日本軍「慰安婦」問題

アジア連帯会議報告

米下院「慰安婦」問題決議へ アジア連帯から国際連帯へ

第八回 日本軍「慰安婦」問題の解決のためのアジア連帯会議決議

二〇〇七年五月十九日から二二日まで「アジア連帯15年、今後の課題と連帯のために」をテーマにソウルにて開催された第八回日本軍「慰安婦」問題の解決のためのアジア連帯会議には、南北朝鮮、日本、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダに加え、アメリカ、ドイツ、オーストラリアから参加した。

一九九一年、長い沈黙を破った日本軍「慰安婦」被害者の勇気ある証言以来、私たちは生存者たちの苦痛を分かち合い、心身の傷を癒すために努力しながら、国連をはじめとする国際機関による日本政府への謝罪や賠償などの勧告や、二〇〇〇年の日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷において「天皇有罪」を勝ち取ったが、これらは日本軍「慰安婦」問題の解決を通して、女性の権利と平和、正義を実現するべく努めてきたアジアと国際社会の連帯活動の成果であった。

一方、日本政府が法的責任を回避するために設置した「女性のためのアジア平和国民基金」(国民基金)を二〇〇七年三月末で解散したが、日本軍「慰安婦」問題の解決策ではなかったことが確認された。日本政府は、日本軍「慰安婦」犯罪に対する公式謝罪と賠償及び真相究明と再発防止を通じて、人類の普遍的価値の実現に寄与するどころか、安倍首相をはじめ、政治家たちは日本軍性奴隷犯罪に対し国家責任を回避する発言を繰り返している。更に、侵略戦争と植民地支配の教訓を反故にし、日本国憲法九条の改悪を試み、戦争国家への回帰を進めている。

しかし、米下院議会の二二号決議案の採択の動き、カナダやオーストラリアの議会での決議案採択に向けた努力、国際人権団体の連帯の広がりなどから見られるように、これは生存者や被害者・被害者国家の市民だけの問題ではなく、普遍的かつ未来志向的な課題であるとの認識が広がり深まっている。

そこで私たちは、希望の中で連帯の力を一層固く確信しつつ、以下のように決議する。

- 1 私たちはアメリカをはじめ各国の議会で進められている日本軍「慰安婦」関連の決議案を支持・支援し、その採択のためのあらゆる行動に取り組む。
- 2 私たちは、一九九三年の「河野談話」の見直しに反対し、真相究明及び国家賠償のための立法措置を通じて、政策的実行と責任を伴った公式謝罪と賠償、真相究明と再発防止措置をとることを強く要求する。
- 3 私たちは日本政府に国連人権機関の勧告を実行することを要求し、国連人権理事会が日本軍性奴隷問題を引き続き扱っていくよう監視し要求する。
- 4 私たちは各国の日本軍「慰安婦」問題を中心とする平和、女性博物館などのネットワーク活動を通して、民間レベルでの歴史記録や記憶の継承、市民教育に努める。
- 5 日本軍「慰安婦」問題の解決のためのアジア連帯会議の15年の精神と活動成果を引き継ぎこれを国際連帯会議へと拡大発展させる。

二〇〇七年五月二二日
第八回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議参加者一同

第八回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議は、「アジア連帯15年、今後の課題と連帯のために」をテーマに、二〇〇七年五月十九日〜二二日、韓国ソウルで開かれた。

今回の連帯会議は、米下院の「慰安婦」問題に関する決議採択の動きの中で、

野塚美子さんが行った。

四月訪米謝罪発言が、さらに被害者や各国からの批判を強めるという、アメリカ下院決議採決への気運が強い中で行われた。

会場は、九二年八月、第一回会議が開かれたアカデミーハウス。曲がりくねった美しい新緑の坂道を降り降りし、会場にバスが近づくとつれて、「ああここ、ここ。こんな感じだった!」などという声がかきこえ始める。会場は記憶より小さかった。が、会議場は広く、壇上は美しいピンク系の薄紫のグラデーションの文字の看板が飾られ、後方には第一回会議からの写真が展示されていた。

会議には、南北朝鮮、日本、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダに加えアメリカ、ドイツ、オーストラリアから、約一七〇名が参加した。

会議資料は、一・五センチをこえる分厚な冊子。第一日は、オープニング。司会は女優、プロ歌手の歌から始まった。日本からの挨拶は、とりくむ会の高橋喜久江さん。アトラクションは、いつも他国の参加者の多芸ぶりを楽しませて貰うだけの日本だったが、今回は、腹話術。毎月大阪でデモのときにするという河内音頭。「おてもやん」と替え歌「アベ・シンヤン」。日本参加者全員で歌う憲法九条の歌。これほど日本勢が頑張ったことはなかった。

第二日は、テーマ発題をユン・ミヒャン 対協常任代表が行い、「慰安婦」問題を巡る日本国内の動きと解決への展望」を西

野塚美子さんが行った。テーマ発題は、一回から七回までの連帯会議で何が話されたかを俯瞰し、この問題の解決のために国際連帯ネットワークを強化しようというものであった。

次いで、台湾のロ・シュウメイさん(92歳)とフィリピンのピラール・フィリアスさん(80歳)の証言。記者団が駆け寄り、連行時の様子に関心を示した。

夕食をはさみ、インチョン女性民友会の公演『ハルモニの夢』は、被害の過酷さを象徴的にかつ肉薄する表現で演じ、ハルモニ・ロラたちの涙を誘っていた。

最後はハルモニ・アマ・ロラたちによって縄を解かれ、解放される筋だ。

午後、各国報告のテーマは、第七回連帯会議以降の二年間の活動報告。

第一部は、日本は、山口明子さんが報告。台湾は、アマたちのヒーリング活動の豊富さが映像で示された。

フィリピンは、リラ・ピリピナからは、国民基金を一七三名中八八名が受け取ったこと、ロラたちの活動を若い世代がサポートしていることなどが、トマサ・サリノグ支援ネットワークからは、アンチケ州舎に亡くなったサリノグさんの展示が行われることになったことなどが報告された。

インドネシアからのラリーの映像は初めて観るもので、第二回会議当時とは隔世の感があつた。オランダは、国連への働きかけ、毎年の日本首相宛要望書提出、毎月本首相宛要望書提出、毎月デモなど確実な動きを伝えた。

第二部は、南朝鮮は、グローバルキャンペーンと国

内キャンペーンに分けての活動を報告。北朝鮮は、日本政府の「慰安婦」問題無視と、朝鮮学校などへの弾圧を指摘した。オーストラリアは映像を駆使しての長報告。アメリカは、どのよう

に運動を進めているかを具体的に語り、これまで十年かかったと話し、カリフォルニアで行われる十月国際会議に参加してほしいと呼びかけた。ドイツは、九二年の在独平和女性会の結成と九三年からの活動が報告された。香港からは国際アムネスティの基本的な考え方と「慰安婦」問題取組みの映像報告。報告は、六時過ぎまで行われ、質疑等は、翌日に持ち越された。

対協常任代表は、ユン・ミヒャンが代表となり、総体が若返り、各国の報告も若者が多く、対協協のこの間のたゆまぬネットワークづくりの軌跡が窺えた。

夜の部は、在日同胞弾圧報告と「ウリハッキョ」の上映が行われた。その後の時間、日本からの参加者が集まり、六月十四日のアメリカ決議支持国会前行動が話し合われた。

三日目は、各国報告についての質疑から始まり、尹貞玉さんの宮古調査報告や決議案討議・提案、各団体のアピールなど、短い時間で盛りだくさんの議事の中、決議案を採択し(上段決議参照)、南北共同声明が読まれた。

議員会館前では、「日本国政府は、日本軍性暴力被害者に謝罪と補償を!」とアピール。韓国の被害者、イ・ヨンスさんも、アメリカからの旅の疲れも見せず、「安倍首相は、ブッシュに

六月一日、この日は、五月のアジア連帯会議の会場において、日本からの参加者によって、呼びかけがあり、実現した日本政府への抗議の統一行動の日であった。今国会中に、という条件のもと、日にちが急遽設定された為、準備の時間も国内での呼びかけも十分なものではなかったことが悔やまれる。しかし、六月にも米下院での議案通過の可能性が高くなっている、この報告もあり、なんとこの報告も、日本国民の声でもここで、日本国民の声を結集し、国会に届けなければ、との熱い思いが形となったといえよう。当日は、あいにく雨模様だったが、早朝三時に家を出発し、車で資料を運んで来られた京都の実行委員の方々を始め、北海道、大阪、岡山、名古屋等からも多くの参加者があり、熱気に満ちていた。

参加者用に用意された二百枚の資料が、無くなるほどであった。当日は、正午から五時半からの二回、議員会館前でのスタンディング・デモ、その間を利用して、議員室を回り、資料のポスティング、さらに若者を中心にしたグループは、近くの駅前で、スタンディングを続行、そして夜七時から新宿駅西口前でのスタンディング・デモが行なわれた。

議員会館前では、「日本国政府は、日本軍性暴力被害者に謝罪と補償を!」とアピール。韓国の被害者、イ・ヨンスさんも、アメリカからの旅の疲れも見せず、「安倍首相は、ブッシュに

六月二日、提案者一四六人による日本政府への「慰安婦」問題決議が米下院外交委員会でも可決された。今後は本会議での採択が必要となる。ワシントンポスト紙に六月十四日「事実」と題する全面広告が日本の国会議員四四名その他により掲載され議論をよんだ。

二七日、日本軍「慰安婦」問題行動ネットは記者会見をして、決議を歓迎する声明を発表した。

河野談話支持国際署名支持の署名は追加分を含め二九、〇〇四筆となった。

六・一四国会前統一行動

に謝るべきである。強制的証拠が無い、という私が証拠だ!と力強く訴えた。次々にマイクを握り発言をする人、中でも大学生の若者が、「教科書で習った過去の事と違ってこの問題が、未だに解決されていないことを最近知ってショックを受けた。もっと多くの若い世代に伝えていきたい」と熱心に語った姿が印象に残った。

議員室では、吉川春子、岡崎トミ子両議員との面会が得られた。五時半からのスタンディングは、さらに勤め帰りや学校帰りの人も加わり、議員会館前の歩道はプラカードや、亡くなられた被害者の方々の写真と、支援者でいっぱいになった。雨の中、国会に向けてシュプレヒコールのこぶしをあげ、決議文を読み上げ、一旦、散会。その後、一部ものが、新宿駅西口に向かった。(矯風会 寺岡シホ子)

六月二六日、提案者一四六人による日本政府への「慰安婦」問題決議が米下院外交委員会でも可決された。今後は本会議での採択が必要となる。ワシントンポスト紙に六月十四日「事実」と題する全面広告が日本の国会議員四四名その他により掲載され議論をよんだ。

二七日、日本軍「慰安婦」問題行動ネットは記者会見をして、決議を歓迎する声明を発表した。

河野談話支持国際署名支持の署名は追加分を含め二九、〇〇四筆となった。

短 信

六月二六日、提案者一四六人による日本政府への「慰安婦」問題決議が米下院外交委員会でも可決された。今後は本会議での採択が必要となる。ワシントンポスト紙に六月十四日「事実」と題する全面広告が日本の国会議員四四名その他により掲載され議論をよんだ。

二七日、日本軍「慰安婦」問題行動ネットは記者会見をして、決議を歓迎する声明を発表した。

河野談話支持国際署名支持の署名は追加分を含め二九、〇〇四筆となった。

河野談話支持国際署名支持の署名は追加分を含め二九、〇〇四筆となった。

河野談話支持国際署名支持の署名は追加分を含め二九、〇〇四筆となった。

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-25
矯風会第2会館内
電話 FAX (03)5386-4041
F A X 00170-9-31099
振替 1973年2月1日
創刊

◆米下院本会議「慰安婦」問題決議、歓迎声明◆ 日本政府は、この決議を尊重し、実行せよ！

2007.7.31

日本軍「慰安婦」問題が浮上してから、一七年余の歳月が流れた。そして、本日、二〇〇七年七月三〇日（日本時間三一日）、米下院本会議で、日本軍「慰安婦」問題解決のための決議「一一」が可決された。ここに、私たちは、確かな人権意識の刻印を見、この決議を敬意をもって受け止めたいとおもふ。

日本政府は、この決議の意味するところをしっかりと受け止めなければならない。それは、被害者の声を無視し国際機関による勧告や提言を受け流してきた日本政府に対して、歴史的責任の受容をせよ、被害者の人権回復の重要性を指摘したものであるからである。「他国の、それも沢山ある決議の中の一つにしか過ぎない」と、受け流すことは許されない。

加害国である日本の首相は、日本軍「慰安婦」被害生存者の人権を回復する義務と責任があるというところを、きちんと理解しなければならぬ。首相が「狭義の強制連行はなかった」と語ることは、加害の実態も、その罪も認識していない証左である。加害に対しては真摯に実態を受け止め、罪を謝罪し、許しを乞うべきである。

日本政府は、この決議が指し示す、「曖昧でない形で」被害者の人権回復の道を受け入れることこそを、被害者の癒しに繋がる措置を取ることこそを、自身の誇りとすべきである。

わたしたちは、日本政府がこの決議を受け入れ、すみやかに実行に移すことを求め、次のことを要求する。

- (1) 国会の場で、各国の被害生存者の証言を聴取すること。
- (2) 国会など公的な場で承認された謝罪文を、被害者一人ひとりに届けること。
- (3) 立法措置により、被害者に賠償を果たすこと。
- (4) 歴史教育・人権教育に取り入れること。

私たち、各国被害女性の聞き取りを行い、現地調査を行い、裁判闘争を支援し、交流し、あるいは二〇〇〇年女性国際戦犯法廷を開催してきてきた各団体は国際連帯のもとに、この決議が指し示した国際社会の求める人権回復の道のりを日本政府があらゆる見守り行動していく決意である。

二〇〇七年七月三〇日（日本時間三一日）

日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

七月三〇日（日本時間三一日）、アメリカ下院本会議で日本に対する「慰安婦」謝罪決議が採択された。これはすでに今年六月二六日、米下院外交委員会で決議が採択され、共同提案者が一六七人のほり、本会議でも通過は間違いないといわれながら、それでも一抹の不安を抱えながら待っていた決議の採択だった。

というのも、日系人であるマイク・ホンダ議員が、退いたエバンズ議員らの意思を受け継いだ謝罪決議

「THE FACTS」というタイトルで、強制性はなかった、慰安婦は公娼だったと大々的に広告を出した。これは恥の上塗りとなり、日本の姿勢に怒りを感じた議員たちが決議に賛同し、その人数はみるみるふくれあがっていった。

六月四日、私たち「日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク」(以下「行動ネットワーク」)は、第八回アジア連帯会議の場で決めた国会前行動を行い、六月二六日の下院外交委員会での謝罪決議採決の折にも記者会見で歓迎声明を発表した。

七月三十一日には、米下院本会議での決議が採択されたことを受け、VAWW、NETとwam、戦争責任資料センターの三者による提言発表の記者会見に引き続き、参議院議員会館で記者会見をした。韓国対協、ナムの家、フィリピンのリラ・ピリピナ、アセント、台湾の婦援会から寄せられた声明とともに、日本の「行動ネットワーク」の謝罪決議歓迎声明を発表した。記者会見後、各議員たちに手分けして資料配布をした。

八月八日には、世界連帯行動として午前中は内閣府へ行動ネットワークの声明書を届けた(韓国・台湾・フィリピン・ドイツなどは八月一五日)。午後からは、新入参議院議員を中心に行動ネットワークのパンフや資料を配布した。夕方は、新宿駅西口での第二回目のスタンディング・デモで、次々とアップルルシ、五〇〇枚のミニチラシを配布した。ずらりと並べられた被害者の顔写真を立ち止まって見て

いく人が多く、韓国・中国・台湾の人とも話をした。一九九〇年初頭から「慰安婦」問題の解決を目指してきた私たちにあって、謝罪決議は長い道のりにある一里塚的なものであつて、手放して喜んでいられるようなことではない。追い風にはなりえることがあつたとしても、これで解決への道が開けるわけではないが、今まで以上に見えるかたちで動いていく必要があると思つてゐる。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約・政府報告に関する意見

外務省では表題の政府報告をまとめるに当り、広く意見を求めたことに対し、日本軍「慰安婦」問題行動ネットワークでは、左記の要望を提出した。また八月七日に開かれた外務省主催の意見交換会でも意見を述べたが、政府側の答弁はサ条約・2国間条約で誠実に対応済み、河野談話を継承、アジア女性基金を設立して最大の協力をしてきたと繰り返す。担当部署については、後日外務省から回答があり「総務省には「慰安婦」問題を担当する部局はない、省庁を挙げるならば内閣府もしくは外務省になる」との回答があつた。

「慰安婦」問題の報告に
関しての要望(抜粋)
私たち、日本軍「慰安婦」問題行動ネットワークは、被害者が旧日本国の責任による長年の苦難の人生に報わられることなく次々に亡くなりつつある現在、「結論」部分を追加することを強く要望いたします。

1. まず「慰安婦」問題はなお未解決である。その根拠は、①被害者自身が、なお、日本政府に未解決として要求し続けていること。
- ②アジア女性基金側の総括でも、「日本政府の対処はなお未解決な部分を残している」と述べていること。
- ③敗訴とはいえず、「慰安婦」裁判の多くの判決で、政府の否定する狭義の強制性を認め被害事実の認定がなされ、「被害の救済のために、立法的・行政的な措置を講ずることは十分に可能である」という付言がいくつかに

二〇〇七年七月二五日

婦人相談員としての想い

東京都婦人相談研究会 福井 和恵

婦人相談員という職業が、学生時代の憧れだったことをほとんど忘れていた三年前、縁あって現在の職を得ることになった。

現在の職場も、前職の精神科クリニックと同じ浅草駅周辺だが、福祉事務所の婦人相談員として出会う利用者の状況は、いっそう深刻だった。精神科クリニックのワーカーであった時と違い、住居もない、生活費も医療費も確保されていない、病識もなく問題は未整理で複雑……。そのような女性たちとのファーストコンタクトの場であること、困難さ・責任の重さを感じた。

墨田区民への行政サービスをまとめた「便利帳」には、婦人相談員の窓口について「女性のあらゆる相談」と記載してあり、実際に、あらゆる相談が持ち込まれる。かつての花街や青テントの並ぶ隅田川の河川敷多国籍の繁華街・錦糸町を抱え、住民登録外を含め、二四万人が住む墨田区の福祉事務所にたった一人の非常勤婦人相談員では、区立の女性センターのカウンセラーや職場の先輩に助けられながらであっても、十分な対応どころか、わずかなことしかできない。一年目の終わりに出会った、瀕死の重傷を負った知的障害を持つレイプ被害者のケースでは、二次受傷で、うつ状態になってしまった。

以降も、体調をだましながら、体力をだましながら、

長い間、恐怖体験にさらされてきた脳は、安全な刺激と危険な刺激の区別ができない。殺されないように、相手の顔色を伺い、全身を耳にしているような生活から逃げてきた人にとつては、同室者の息遣いや気配さえトラウマの想起につながるだろうし、金銭のやりとりや合意があったとしても、性暴力を受けた人にとつて、侵入的な支援は暴力被害に似たストレスになり、安全のための規則さえ、自由を奪われた感覚につながっていることが多い。

手厚い支援を必要としているのは、DV被害を主訴している。DV被害を主訴しているのは、DV被害を主訴しているのは、

二〇〇一年のことです。DV根絶のネットワークは海を越え七回大会（鳥取）から東アジアDV根絶ネットワークとして展開しています。今年十回目を節目を迎える全国シンポジウムはDV根絶国際フォーラムとして幕張メッセで開催することになりました。国連女性差別撤廃委員会前副議長の基調講演、中国・韓国・モンゴル・香港の支援団体代表とのディスカッションなどを通して世界の中の日本の位置、日本政府は今後何をなすべきかを展望できればと考えています。どうぞ多くの参加で女性への暴力を根絶する女性たちのゴールに向けてのうねりを作り出しましょう。参加希望は03-5807-7314に電話でお問い合わせください。

とする女性ばかりではない。「座布団売春」をするホームレス女性も、性虐待の後遺症を薬物使用や体を売って「自己治療」する依存症の女性も、知的な障害ゆえに事件の加害や被害をくりかえす女性たちも、どの女性も暴力被害のサバイバーとしての面があり、支援を必要としているのであるから、DV被害を主訴とするケースを優先するあまりに、他のケースへの処遇をしにくくなっている現状があるとしたら、それは改善されるべきことと思う。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

とする女性ばかりではない。「座布団売春」をするホームレス女性も、性虐待の後遺症を薬物使用や体を売って「自己治療」する依存症の女性も、知的な障害ゆえに事件の加害や被害をくりかえす女性たちも、どの女性も暴力被害のサバイバーとしての面があり、支援を必要としているのであるから、DV被害を主訴とするケースを優先するあまりに、他のケースへの処遇をしにくくなっている現状があるとしたら、それは改善されるべきことと思う。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

加えて、DV被害も売買春も、依存症その他の課題も、生き方を変えるチャンスは何度でも必要だけ保障されるよう、また、支援の選択肢が間に合わなかった女性たちの生命力が輝いていきますように祈ります。

米商務省二〇〇七年 人身売買報告書

日本の部 (抜粋)

2007.6.12

日本は第二階層 日本は商業的な性搾取のために売買される男女や子どもの目的国であり、通国にもなっている。

女性と子どもは、中国、韓国、東南アジア、東ヨーロッパ、ロシア、中南米から日本へ売買されている。また日本人の未成年女子や成人女性が性的搾取のため国内で人身売買されることも問題となっている。この一年間に活発化する日本の風俗産業で女性を搾取する者は、人身売買被害者が逃亡したり助けを求める機会を制限するために彼女らを支配する方法を変更したようである。人身売買業者は通常、日本の組織犯罪集団(ヤクザ)の構成員や準構成員であり、女性の被害者の多くは、彼らの報復を恐れて進んで助けを求めることをしない。日本人男性は東南アジアで児童買春ツアーに関与している。

日本政府は人身売買撲滅のための最低基準を十分に満たしていないが、満たすべく著しい努力をしている。人身売買対策の改革で緩やかな進展を見た。日本政府は人身取引対策行動計画と人身取引に関する関係省庁連絡会議を通じて二〇〇五年に開始した改革を引き続き実施したが、当報告書の対象期間中の進展は遅いように見えた。

二〇〇五年の刑法改正により創設された人身売買罪を適用した起訴件数、有罪判決数は大幅に増加したが、人身売買被害者として

確認され、支援を受けた人数は減少した。NGOと研究者の意見は、実際の被害者数は政府の統計をはるかに上回るで一致している。政府が確認した被害者数が大幅に減少したのは、ひとつにはより搾取的な非合法風俗産業に移行したためと見ている。政府は人身売買被害者として確認して支援する人の数を増やし、人身売買犯罪者の処罰における進展を維持するために、より積極的な法執行活動を指揮して、商業的な性的搾取を行っている疑いがある場所を捜査すべきである。政府は外国人研修制度に参加する労働者が強制労働状態に置かれている可能性、日本人の女性と子どもに対する家庭内での性的搾取、人身売買の手段としての偽装結婚などの捜査に一層の努力を払うべきである。政府は人身売買被害者にカウンセリングサービスを提供するために、人身売買被害者専用のNGOシェルターとより密接に協力し、また日本人男性旅行者の児童買春ツアー防止に対してより多くの資源を重点的に割くべきである。

この一年間に日本政府は人身売買行為の処罰に對する努力を強化した。二〇〇五年の刑法改正に加え、改正された部分以外の刑法条文や、労働基準法、売春防止法、児童福祉法、児童買春ポルノ処罰法などによって人身売買とこれに

関連するさまざまな刑事罰の対象となった。しかし既存の法的枠組みが、人身売買のあらゆる深刻な形態を処罰するために十分なほど包括的なものかどうかは明らかではない。

人身売買の犯罪を証明するために必要な証拠書類を整備するために刑法の適用が難しい。政府は人身売買が疑われる事業の捜査と人身売買業者の立件にさらなる指導力を発揮すべきである。

政府は児童買春ポルノ処罰法を改正し、児童ポルノへのアクセス、購入所持を刑事罰の対処とすべきである。日本で児童ポルノの購入と所持が合法であることがこうした画像・映像に対する世界的需要が生れる要因になっているが、このような画像・映像には多くの場合、児童に対する残忍な性的虐待が描かれている。

ほとんどもなく、変化した。公立女性相談センターは施設内での相談を日本語だけで行い、人身売買問題特有のトラウマや被害者の文化に対応した特別なサービスを提供しないことから外国人の人身売買被害者ケアには不十分であると批判を受けてきた。

防止 (略)

短信 法務省入国管理局の発表 昨年度に法務省入国管理局が保護(在留特別許可)又は帰国を支援した人身取引被害者は四七人(全員女性)である。

ファイリピン二九人、インドネシア一四一人、タイ三人、韓国一人。一四歳歳の入国者が三人いた。売春の事実が確認できた者は一人。その他はホステスなどに従事。被害者が一昨年に比べて減少した理由としては人身取引対策行動計画の策定。二回にわたり在留資格興行の基準省令の改正で入国者が大幅に減少したと考えられる。

強制退去者(加害者)はファイリピン三人、タイ一人、いずれも女性である。

占領と性政策・実態 表象 刊行/恵泉女学園大学平和文化研究所編/インパクト出版会/三一五〇円

「戦争と性」二六号 特集 暴力と性 刊行/戦争と性編集室発行/一五〇〇円

笑顔を取り戻した女孩子 刊行/社東京自治研究センターDV研究会編/パド・ウィメンズ・オフィス発行/一六〇〇円

起訴 二〇〇五年の刑法改正により創設された人身売買罪を適用した起訴件数、有罪判決数は大幅に増加したが、人身売買被害者として

確認され、支援を受けた人数は減少した。NGOと研究者の意見は、実際の被害者数は政府の統計をはるかに上回るで一致している。政府が確認した被害者数が大幅に減少したのは、ひとつにはより搾取的な非合法風俗産業に移行したためと見ている。政府は人身売買被害者として確認して支援する人の数を増やし、人身売買犯罪者の処罰における進展を維持するために、より積極的な法執行活動を指揮して、商業的な性的搾取を行っている疑いがある場所を捜査すべきである。政府は外国人研修制度に参加する労働者が強制労働状態に置かれている可能性、日本人の女性と子どもに対する家庭内での性的搾取、人身売買の手段としての偽装結婚などの捜査に一層の努力を払うべきである。政府は人身売買被害者にカウンセリングサービスを提供するために、人身売買被害者専用のNGOシェルターとより密接に協力し、また日本人男性旅行者の児童買春ツアー防止に対してより多くの資源を重点的に割くべきである。

この一年間に日本政府は人身売買行為の処罰に對する努力を強化した。二〇〇五年の刑法改正に加え、改正された部分以外の刑法条文や、労働基準法、売春防止法、児童福祉法、児童買春ポルノ処罰法などによって人身売買とこれに

関連するさまざまな刑事罰の対象となった。しかし既存の法的枠組みが、人身売買のあらゆる深刻な形態を処罰するために十分なほど包括的なものかどうかは明らかではない。

人身売買の犯罪を証明するために必要な証拠書類を整備するために刑法の適用が難しい。政府は人身売買が疑われる事業の捜査と人身売買業者の立件にさらなる指導力を発揮すべきである。

政府は児童買春ポルノ処罰法を改正し、児童ポルノへのアクセス、購入所持を刑事罰の対処とすべきである。日本で児童ポルノの購入と所持が合法であることがこうした画像・映像に対する世界的需要が生れる要因になっているが、このような画像・映像には多くの場合、児童に対する残忍な性的虐待が描かれている。

強制退去者(加害者)はファイリピン三人、タイ一人、いずれも女性である。

占領と性政策・実態 表象 刊行/恵泉女学園大学平和文化研究所編/インパクト出版会/三一五〇円

「戦争と性」二六号 特集 暴力と性 刊行/戦争と性編集室発行/一五〇〇円

笑顔を取り戻した女孩子 刊行/社東京自治研究センターDV研究会編/パド・ウィメンズ・オフィス発行/一六〇〇円

起訴 二〇〇五年の刑法改正により創設された人身売買罪を適用した起訴件数、有罪判決数は大幅に増加したが、人身売買被害者として

確認され、支援を受けた人数は減少した。NGOと研究者の意見は、実際の被害者数は政府の統計をはるかに上回るで一致している。政府が確認した被害者数が大幅に減少したのは、ひとつにはより搾取的な非合法風俗産業に移行したためと見ている。政府は人身売買被害者として確認して支援する人の数を増やし、人身売買犯罪者の処罰における進展を維持するために、より積極的な法執行活動を指揮して、商業的な性的搾取を行っている疑いがある場所を捜査すべきである。政府は外国人研修制度に参加する労働者が強制労働状態に置かれている可能性、日本人の女性と子どもに対する家庭内での性的搾取、人身売買の手段としての偽装結婚などの捜査に一層の努力を払うべきである。政府は人身売買被害者にカウンセリングサービスを提供するために、人身売買被害者専用のNGOシェルターとより密接に協力し、また日本人男性旅行者の児童買春ツアー防止に対してより多くの資源を重点的に割くべきである。

この一年間に日本政府は人身売買行為の処罰に對する努力を強化した。二〇〇五年の刑法改正に加え、改正された部分以外の刑法条文や、労働基準法、売春防止法、児童福祉法、児童買春ポルノ処罰法などによって人身売買とこれに

売買春問題ととりくむ会

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
矯風会第2会館内
電話 (03)5386-4041
FAX 00170-9-31099
振替 1973年2月1日
創刊

福田内閣への要請書

私たちが売買春問題ととりくむ会は女性の
人権確立を求めて活動してきた団体です。
売春防止法を獲得した売春禁止法制定促進
委員会の後身組織で、日本軍「慰安婦」問
題については一九八八年、韓国の尹貞玉教
授を迎えての集会にはじまり、以後、日本
政府の謝罪と賠償を求めてきました。

日本で行われた一九九三年十月の第二回
と二〇〇五年二月の第七回の日本軍「慰安
婦」問題アジア連帯会議では、主催者とし
ての責任を果たし、本年五月にソウルでひ
らかれた第八回会議には、日本からも多数
参加しました。この会議でも日本政府の責
任が問われ、文書を日本政府に提出してあ
ります。

米国内閣下院本会議でも日本政府の責任を問
う決議が採択され、カナダ、オーストラリ
ア議会でも取り上げられています。国連で
は早くから人権委員会やILOなどが注目
し、特別報告者が派遣され、報告書で日本
政府の責任が指摘され勧告されています。
去る十月四日から六日、米国内閣下院本
議会でひらかれた日本軍慰安婦問題世界会議
でも、各国出席者から日本政府の責任が問
われました。

この九月に発足した福田政権の陣容は日
本軍「慰安婦」問題に関して否定的な日本
の前途と歴史教科書を考える議員の会や自
民党歴史・検討委員会に所属している議員
や、ワシントンポストに「事実」と題する
慰安婦問題に関する意見広告の賛同議員な
どが多く失望させられました。日本軍「慰
安婦」問題は軍部や行政機関が関与したこ
とは紛れもない事実であり、糊塗すること
は許されません。

女性の人権確立は以前にも増して世界的
潮流であり、女性を性搾取・性奴隷とした
過去の蛮行を認め、謝罪し、償うことは国
際社会において日本の採るべき当然の行動
であります。福田内閣が率先して対応され
るよう主催者として強く要望いたします。

二〇〇七年 十月 十二日

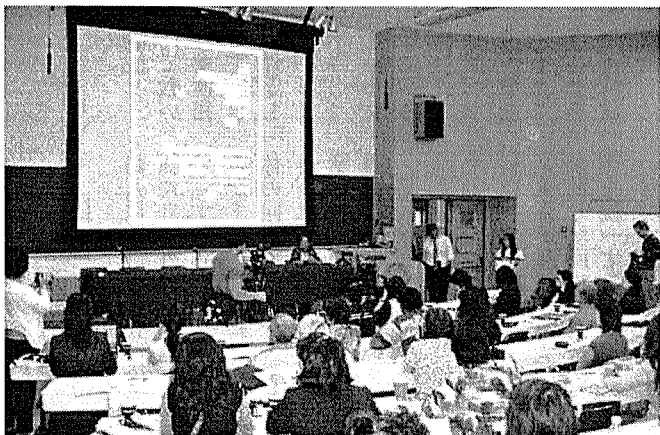
売買春問題ととりくむ会

内閣総理大臣

福田 康夫 様

日本軍「慰安婦」問題世界会議

金 優綺 2007.10.4~6



このたび私は、十月四日
から六日にかけて米国のロ
サンゼルスにて開かれた
「日本軍「慰安婦」問題解
決のための世界会議」に参
加した。

今大会は、九十年代初頭
から始まった、韓国・日本
を中心とした世界各地での
日本軍「慰安婦」問題解決
のための運動の連続と高揚
の中で開かれたものだとい
うことができる。

大会前日の三日には、大
会開幕に先立ち、韓国から
来た生存者と世界各地から
集まった活動家たちが日本
大使館の前で水曜デモを行
い、日本政府に謝罪と賠償
を求めて声を張り上げた。

大会初日は、今大会主催
者の一人である米ロヨラ・
メリーマウント大学の李鐘
和助教授の司会のもとに、
韓国からいらつしやった
リ・マツタルハルモニの証
言で幕を開けた。

「十七歳のときに台湾に
連れて行かれ、複数の慰安
所で「慰安婦」としての生
活を過ごしました。あまり
にもつらい生活でした」
「日本政府が謝罪と賠償
をするのはあまりにも当然
なことではありませんか」
生存者の証言を初めて聞
いた私の心に、リハルモニ
の言葉は深く突き刺さっ
た。世界中から集まってき
た人々の前で自分の思いを
伝えるために、高年齢をおし
てはるばる米国内までいらつ
しやった彼女の胸中を思わ
ずにはいられなかった。

リハルモニの証言のあ
と、アニー・フレオマバ
エガ米下院議員が基調報告
を行った。これからは日本
政府に対して、怒りや憎し
みよりも和解のためにお互
いに努力していかなければ
ならない、との彼の言葉に
参加者から「和解を求めて
努力すべきなのは被害者で
はなく日本政府だ」などの
声があがり、大会は初めか
ら熱気あふれる雰囲気で行
われた。

その後は韓国、日本、台
湾、フィリピン、オースト
リア、ドイツ、中国、米
国、イギリス、カナダのN
GO代表による各国の活動
報告が行われた。日本から
は日本軍「慰安婦」問題行
動ネットワークの柴崎温子
氏が報告をし、各国の報告
後は質疑応答が行われ、終
了予定時刻を一時間ほど過
ぎて初日は幕を閉じた。

大会二日目は、フィリピ
ンからいらつしやった生存
者であるアデラ・パロキル
さんが証言をし、基調報告
の後、各国の研究者たちに
よる学術パネルディスカッ
ションが開かれた。午前の
パネルでは「日本軍性奴隷・
忘れられた戦争犯罪、忘れ

られた人権」というテーマ
で、女性国際戦犯法廷の主
席検事を担ったパトリシ
ア・ピサー・セラース氏が
司会進行をし、韓国からソ
ウル大学の鄭鎮星教授、日
本からVAWWINET
ジャパンの中原道子氏、そ
の他米国からの教授たちに
よる発言が続いた。午後の
パネルでは「帝国軍国主義
と性奴隷：女性、人種、権力」
というテーマのもとに米U
CLAやハーバード大学の
教授たちと韓国の教授が発
言を行った。その後は「世
界平和、女性に対する戦争
犯罪、人権教育」というテー
マでグループ戦略討論が行
われ、米ロヨラ・メリーマ
ウント大学やジョージワシ
ントン大学の教授、VID
AYの代表などがディス
カッションを行った。最後
は在米韓国人であるキム・
デシル映画監督により制
作された、「やぶられた沈
黙 (Silence Broken)」とい
う映画を参加者全員が鑑賞
し、映画に関する質疑応答
の時間も設けられ、二日目
は終了した。

大会最終日は日本軍性奴
隷問題解決のために日本政
府に法的責任を認めさせる
ためにはどうすればいいの
か、ということに集中して
議論が行われた。

午前は韓国のシム・ダ
リョンハルモニが証言をし
た。慰安所で軍人に強姦さ
れた瞬間気絶し、「慰安婦」
としての生活を過ごしたの
ち戦争後故郷に帰るも記憶
を喪失し、長いあいだ自分
が誰かも分からなかったと
の彼女の言葉に、聴衆は動
揺を隠せなかった。

シムハルモニの証言後、
パトリシア・ピサー・セラ
ース氏の基調報告に続き「民
衆の正義—女性国際戦犯法
廷の遺産」というテーマで
セラース氏を含めフィリピ
ン、インドネシア、韓国の
教授たちが発言を行い、次
のパネルでは法廷闘争を題
材に米国法廷での訴訟に関
する過程と懸念点などが話
し合われた。その後の戦略
討論では、生存者のための
法的賠償を得るための接近
法について法律専門家たち
の発言が続いた。最後に、
現代にも続いている人身売
買や性奴隷、戦時性暴力問
題と関連する事例発表も行
われた。

大会日程がすべて終了
し、夕方には海外からの参
加者と今大会を後援した
人々のためのディナーが催
された。ピアノ演奏や歌、
舞踊などが披露され、米下
院議員マイク・ホンダ氏も
参席しスピーチをした。今
回米国内閣下院で通過した決議
案に対する思いを語り、そ
して他の国でも同様の決議
案を議会で採択させるため
に運動を展開していこうと
いうホンダ氏の提起に皆が
賛同し、三日間にかけて行
われた大会は幕を閉じた。

今回私が大会に参加しな
がら最も驚いたことは、問
題解決のための運動がアジ
アだけではなく、まさに世
界各地で行われているとい
うことだった。

特に、現在ドイツでは日
本政府に公式謝罪を要求す
る決議案をEU議会に提出
しようとする動きがあり、
またイギリスではアムネス
ティ・インターナショナル
が中心となって近くヨー
ロッパにおける問題解決の
ためのキャンペーンを準備
しているという話もあり、

運動の世界的な広がりを実
感することができた。

今大会には韓国をはじめ
日本、台湾、フィリピン、
カナダ、米国、ドイツ、
オーストラリアなど十数カ
国が参加したのだが、「人
権国家」を標榜する米国の
制裁によって、事前から参
加予定だった朝鮮民主主義
人民共和国の代表が参加で
きなかったこと、そして大
会にて代読されるはずの原
稿も読まれなかったことに
対して、とても残念に思っ
ている。当時、朝鮮半島は
日本の植民地下で被害規模
が最も大きかったことは周
知の事実であるし、そのよ
うな観点から韓国だけでは
なく共和国の意見も必ず大
会にて伝えられるべきだっ
たと思っている。

私は大会に参加している
間ずっと、こんなにも世界
中で日本政府に公式謝罪と
賠償を求める動きが広がっ
ているのに、なぜ日本政府
はそのような人々の声に耳
を傾けようとせず、そも
そも被害者の声も無視し、
むしろ背信するようなこと
をするのだろうかという疑問
が頭から離れなかった。日
本軍「慰安婦」問題はもう
七十年以上も前の問題であ
り、問題解決のための運動
は約二十年もつづけられて
きたのに、である。

韓国では、これまで公式
に確認された被害者のう
ち、生存者は現在過半数も
いないという。
日本政府は一日も早く、
一秒でも早く被害者たちが
正義を取り戻せる日が来る
ように、心からの謝罪と賠
償を行うべきである。
(朝鮮人強制連行真相調査団)

婦人相談員の立場から見た「自立支援」

東京都婦人相談研究会 山田 奈美

九月七日に東京ウイメンズプラザにて平成一九年度関東甲信越地区の婦人保護事業研究協議会が開かれました。

そこで、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室女性保護専門官の仲定一氏の行政報告がありました。そのなかで婦人保護施設の問題が取り上げられ、平成十八年度の平均在所率は四三・六％で、一〇％を下回っている所が五〇箇所中一三箇所もあり、そのような施設は存続も含め検討の必要があると

のことでした。

確かに、予算面の問題等のこともあり、そういう議論になることもやむをえないのかも知れませんが、報告を受け婦人相談員は皆今後の婦人保護施設について危機感を持って受け止めてきました。

東京都の婦人保護施設について言えば、いずれも五〇％以上の在所率でしたが低い数字で、これは婦人相談員からすると何とも納得のいかないものでした。なぜなら、入所希望者は数多くいるのに入所できないでいる現状があるからです。

私たち婦人相談員は日々困難を抱えた女性と接し一緒に問題解決に当たっていますが、そうした中で保護的な安定した生活環境を用意することを何よりも必要としている方がいます。しかし、現在の東京都女性相談センターの入所判定では「自立」できることが最優

先されるため、より多くの困難を抱えた女性ほど利用しにくいのが現状です。婦人相談員から見ると入所させたい人と、女性相談センターの判定で入所可能となる人の間には、大きな隔りがあると感じています。これまで、婦人相談員と女性相談センターの間では業務連絡会などの場での問題が取り上げられ最近では、入所判定に当たって必要ならば婦人相談員も含め検討会を開くことや、これまで六〇歳以上の人は一切受け入れなかったのをやや柔軟に検討するという前向きな答えももらいました。

しかし、まだ隔たりの解消には十分ではありません。そもそも、「自立」という考え方が、女性相談センターと婦人相談員との間で食い違っているのです。女性相談センターは社会的にも「自立」できることを条件としますが、婦人相談員の多くはそう考えていません。人権侵害を受けている女性が安全な生活の中でいるようなスキルを身につけ、たとえ生活保護を受給しながらでもアパートで生活できるようになることや、単身生活はできなくとも、個々の障害等にあつた施設に繋げることも自立のひとつだと考えており、婦人保護施設にはそういう期待もしているのです。

在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい

「慰安婦」問題はいつから「問題」になってしまったのだから

「慰安婦」問題はいつから「問題」になってしまったのだから。「問題」という枠組みで見ると、想像を絶する体験をした女性たちの泣き、笑い、怒り、そして自ら尊厳を取り戻していく姿は見てとれない。そしてそれが見えない限り、結局「慰安婦問題」を知ることはできない。

「慰安婦」問題を「人」の視点で見ると、そんな思いを込めて制作した映画「オレの心は負けてない」の上映が今年八月から開始された。

幸い映画を見た人々からは「被害者」は「被害者」ではなく「人」だった。「慰安婦問題」について今まであ

考え方が、女性相談センターと婦人相談員との間で食い違っているのです。女性相談センターは社会的にも「自立」できることを条件としますが、婦人相談員の多くはそう考えていません。人権侵害を受けている女性が安全な生活の中でいるようなスキルを身につけ、たとえ生活保護を受給しながらでもアパートで生活できるようになることや、単身生活はできなくとも、個々の障害等にあつた施設に繋げることも自立のひとつだと考えており、婦人保護施設にはそういう期待もしているのです。

しかし、厚生労働省の報告からしても、早急に対処することが求められていると思います。

「慰安婦」問題はいつから「問題」になってしまったのだから

「慰安婦」問題はいつから「問題」になってしまったのだから。「問題」という枠組みで見ると、想像を絶する体験をした女性たちの泣き、笑い、怒り、そして自ら尊厳を取り戻していく姿は見てとれない。そしてそれが見えない限り、結局「慰安婦問題」を知ることはできない。

「慰安婦」問題を「人」の視点で見ると、そんな思いを込めて制作した映画「オレの心は負けてない」の上映が今年八月から開始された。

幸い映画を見た人々からは「被害者」は「被害者」ではなく「人」だった。「慰安婦問題」について今まであ

「慰安婦」問題はいつから「問題」になってしまったのだから。「問題」という枠組みで見ると、想像を絶する体験をした女性たちの泣き、笑い、怒り、そして自ら尊厳を取り戻していく姿は見てとれない。そしてそれが見えない限り、結局「慰安婦問題」を知ることはできない。

短 信

◇国連難民高等弁務官駐日事務所 文書

六月にUNHCRは、日本で難民としての保護を求め、すべての女性たちを擁護するがまま受け入れ、心と身体を回復を支援する」とあり、私たち婦人相談員との話し合いの場でも両者の認識はほぼ一致しています。

難民の定義 一九五一年の難民条約によると、人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であること、又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることを望まない者、又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及び(略)常居所を有していた国の外にいる無国籍者であつて、当該常居所を有していた国に帰ることができない者、又はそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者。

日本の庇護システム 日本は一九五一年の難民条約及び一九六七年の難民の地位に関する議定書の締約国であるので、日本国内においては日本政府が難民の認定をする正当な権限を有する。庇護を求めめる方は法務省入国管理局に難民認定の申請をしなければならぬ。外国人はその国籍や在留資格にかかわらず、日本政府に無料で難民申請をすることが出来る。日本に非正規に入国した方や、在留期限が切れ不法残留中の方であっても、出身国に帰ることに対して十分に理由のある恐怖を有しているならば、難民申請をすることが出来る。

難民認定手続 法務省は難民認定手続案内という小冊子を発行。申請書を各地の入国管理局に提出する。申請者は入国審査官(難民調査官)との面接(複数回のこともある)のあと、難民認定の可否が通知される。通常は数ヶ月だが例外的に数年かかることもある。

難民認定で不認定とされた場合でも、異議申立てをする権利がある。再度審査の請求は通知を受けてから七日以内、この申立てが退けられたら、裁判所の審査となる。難民であることの立証書類、審査がしやすいように入手可能な具体的証拠が求められ、不正の場合には罰則がある。

その他の保護として人道的配慮による在留特別許可がある。在留特別許可の基準は公表されていない。難民申請が不認定で在留特別許可が認められた方はUNHCRへご連絡ください。

原則としてUNHCRは難民申請者に対し経済的支援は行っていない。責任は日本政府にあるからである。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

難民認定手続 法務省は難民認定手続案内という小冊子を発行。申請書を各地の入国管理局に提出する。申請者は入国審査官(難民調査官)との面接(複数回のこともある)のあと、難民認定の可否が通知される。通常は数ヶ月だが例外的に数年かかることもある。

難民認定で不認定とされた場合でも、異議申立てをする権利がある。再度審査の請求は通知を受けてから七日以内、この申立てが退けられたら、裁判所の審査となる。難民であることの立証書類、審査がしやすいように入手可能な具体的証拠が求められ、不正の場合には罰則がある。

その他の保護として人道的配慮による在留特別許可がある。在留特別許可の基準は公表されていない。難民申請が不認定で在留特別許可が認められた方はUNHCRへご連絡ください。

原則としてUNHCRは難民申請者に対し経済的支援は行っていない。責任は日本政府にあるからである。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

難民認定手続 法務省は難民認定手続案内という小冊子を発行。申請書を各地の入国管理局に提出する。申請者は入国審査官(難民調査官)との面接(複数回のこともある)のあと、難民認定の可否が通知される。通常は数ヶ月だが例外的に数年かかることもある。

難民認定で不認定とされた場合でも、異議申立てをする権利がある。再度審査の請求は通知を受けてから七日以内、この申立てが退けられたら、裁判所の審査となる。難民であることの立証書類、審査がしやすいように入手可能な具体的証拠が求められ、不正の場合には罰則がある。

その他の保護として人道的配慮による在留特別許可がある。在留特別許可の基準は公表されていない。難民申請が不認定で在留特別許可が認められた方はUNHCRへご連絡ください。

原則としてUNHCRは難民申請者に対し経済的支援は行っていない。責任は日本政府にあるからである。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

難民認定手続 法務省は難民認定手続案内という小冊子を発行。申請書を各地の入国管理局に提出する。申請者は入国審査官(難民調査官)との面接(複数回のこともある)のあと、難民認定の可否が通知される。通常は数ヶ月だが例外的に数年かかることもある。

難民認定で不認定とされた場合でも、異議申立てをする権利がある。再度審査の請求は通知を受けてから七日以内、この申立てが退けられたら、裁判所の審査となる。難民であることの立証書類、審査がしやすいように入手可能な具体的証拠が求められ、不正の場合には罰則がある。

その他の保護として人道的配慮による在留特別許可がある。在留特別許可の基準は公表されていない。難民申請が不認定で在留特別許可が認められた方はUNHCRへご連絡ください。

原則としてUNHCRは難民申請者に対し経済的支援は行っていない。責任は日本政府にあるからである。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

難民認定手続 法務省は難民認定手続案内という小冊子を発行。申請書を各地の入国管理局に提出する。申請者は入国審査官(難民調査官)との面接(複数回のこともある)のあと、難民認定の可否が通知される。通常は数ヶ月だが例外的に数年かかることもある。

難民認定で不認定とされた場合でも、異議申立てをする権利がある。再度審査の請求は通知を受けてから七日以内、この申立てが退けられたら、裁判所の審査となる。難民であることの立証書類、審査がしやすいように入手可能な具体的証拠が求められ、不正の場合には罰則がある。

その他の保護として人道的配慮による在留特別許可がある。在留特別許可の基準は公表されていない。難民申請が不認定で在留特別許可が認められた方はUNHCRへご連絡ください。

原則としてUNHCRは難民申請者に対し経済的支援は行っていない。責任は日本政府にあるからである。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

難民認定手続 法務省は難民認定手続案内という小冊子を発行。申請書を各地の入国管理局に提出する。申請者は入国審査官(難民調査官)との面接(複数回のこともある)のあと、難民認定の可否が通知される。通常は数ヶ月だが例外的に数年かかることもある。

難民認定で不認定とされた場合でも、異議申立てをする権利がある。再度審査の請求は通知を受けてから七日以内、この申立てが退けられたら、裁判所の審査となる。難民であることの立証書類、審査がしやすいように入手可能な具体的証拠が求められ、不正の場合には罰則がある。

その他の保護として人道的配慮による在留特別許可がある。在留特別許可の基準は公表されていない。難民申請が不認定で在留特別許可が認められた方はUNHCRへご連絡ください。

原則としてUNHCRは難民申請者に対し経済的支援は行っていない。責任は日本政府にあるからである。

人身売買被害者でブローカーが恐くて帰国できない人も難民と認定される可能性がある。審査の結果、申請者が難民と認定されず、他の法的地位も与えられないと判断された場合は、収容送還されることがある。

出入国管理及び難民認定法では、難民申請の期限は設けられていない。在留資格のない方が難民申請した場合でも、申請の審査中に仮滞在の許可が認められることがあり、収容されることはない。ただし認められるには条件がある。

性暴力相談所には常勤職員のほか性暴力経験者被害者があり、性産業店などに話に行く。彼女たちは行政から八万ウォンが支給され後輩たちの話をきき、働きかけをしているとのこと。法規に拠るのではなく行政へ女性団体が提案して実現した。

◇日本軍「慰安婦」問題 世界会議 そのII 十月六日午後、会議の最終段階は現在の問題である人身売買にあてられた。世界が貧しい時代から成長率の格差が貧困現象をうみ出した。日比両政府間で政策協定があり、海外労働者、エンターテインナビザ問題などが生じている。日比国際児が増えたとまず発言される。

米国ではまだ、奴隷制がある。二〇〇〇年に人身売買連邦法は出来たが、アトラントでは人身売買が多

い。コンゴの女性は二〇〇から四〇〇万人が犠牲者である。発言を求めて日本の状況を説明した。明治期に海外売春があり、政府や行政に先駆けて活動したこと、一九八六年に女性の家庭E LPを開設したが人身売買ケースからはDV夫の被害者が増えた。売春防止法はあり人身売買禁止条約は批准しているにも拘らず別法で性産業を公認している

法体系の矛盾あり。「慰安婦」問題を改めて常に日本男性が被害者であり恥ずかしい。連帯して一人ひとりの人権確立のためにたたかいたい。後で台湾の婦援会スタッフに共感を示された。

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

た。(高橋)

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
燭風会第2会館内
電話 (03)5386-4041
FAX 00170-9-31099
振替 1973年2月1日
創刊

「慰安婦」問題連続学習会

第一回報告

主催：日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

07.11.22



講師：林博史氏

「慰安婦」問題連続学習会
主催：日本軍「慰安婦」問題行動ネットワーク

2007年5月の第8回アジア連帯会議(ソウル)は、アジア連帯から国際連帯へとタイトルが付けられていた。国際包囲網を著々と進めてきた挺対協の思いが伝わるタイトルだった。私たち日本軍「慰安婦」問題行動ネットワークの役目はあくまでも日本政府・国会に焦点を絞ることが肝要だ。政府や国会を動かすには国会議員の理解と協力を得なければならぬ。それには、国会議員に目に見えるかたちで行動を続けていく必要と「共通の理解」をもつことが必要となる。院内連続学習会は、以上のような目的のもとに企画された。

7月の参議員選挙、アメリカ下院決議を経て、第一回学習会は、新人議員への説明も兼ねてタイトルは「慰安婦問題よくある疑問に答える」となった。ワシントンタイムズ意見広告「The Facts」に記載された内容をどう見るか

も共通認識として知っておきたい。ということ、関東学院大学教授の林博史氏にお願いした。氏のA4で10頁に及ぶ解説・資料(7)付で学習会はもたれた。学習会当日、宣伝が十分であった割には総勢53名。中でも23、24日の休日を含め、13名の国会議員と秘書の方々の参加が得られたことは大きかった。

学習会内容は、まず、今年になって非常に問題になった安倍発言の「強制連行(拉致)」の話から始まった。「資料1」では、1937年、海軍の上海の慰安所に日本本土から女性をだまして連れて行ったケースで、警察がこれを検挙し、1937.3の大審判決は、国外移送誘拐罪と国外移送罪を適用し有罪としている。これがきちんと守られていれば、甘言で騙して連れて行った例はすべて犯罪として検挙対象とされるはず。しかし、日中戦争が始まってからは警察も軍の慰安所として止むを得ないものとして黙認していく。刑法266条は、現在の北朝鮮の拉致についても適用されているようだ。

〔資料2〕内務省警保局「支那渡航婦女に関する件伺」1938.11.4は、華南に行った日本軍が「慰安婦」が必要とすること、その参謀を東京に派遣し、陸軍省の課長と参謀が内務省警保部(現在

の警察庁)に日本国内で400人の女性を集めて欲しいと頼む。内務省警保局は、大阪・京都・兵庫・福岡・山口の各府県知事に業者を選定し女性を集めるよう通達を出す。高橋までは密かに連行するようにとも。「何処迄も経営者の自発的希望に基づく採取運びを選定すること」とも。中国渡航には、業者は軍の証明書をもらい、警察署長が身分証明書を発行し、外務省が渡航証明書を出す。警務課長、町村金五の印も。：などなど説明は「7」まで続く。

締めくくりは、なぜいま日本軍「慰安婦」問題が問われるのか。1990年代の国連人権委員会などで繰り返し取り上げられて来たのは、現代の戦争・紛争の中で組織的性暴力が後を絶たないのは、20世紀の日本軍「慰安婦」制度をきちんと裁いて、原因を究明してこなかった、誰もが同じ状況の中で繰り返す可能性がある。「慰安婦」問題が国家間の賠償問題として(サ条約や二国間条約で)解決済みとされているが、「慰安婦」問題は「女性の権利の問題」であって、人間の尊厳を回復する問題として捉えなければならぬと考える。この流れと日本の役割をきちっと認識する必要がある。

(行動ネット 柴崎温子)

「慰安婦」問題をめぐる海外の状況

昨年日本軍「慰安婦」問題に対し、海外から公式に謝罪・賠償を促す「謝罪決議」が採択され、日本政府の不誠実な対応に不信感が拡大していることが明らかになった。

アメリカ 二〇〇七年六月二六日、米下院外交委員会が、日本軍慰安婦問題で、日本政府に対し、公式な謝罪を求める「慰安婦」謝罪決議を圧倒的多数で採択した。

「謝罪決議」文中では、日本軍「慰安婦」制度は、二〇世紀最大の人身売買事件の一つであり、その規模と残酷さにおいて世界未曾有のものだと批判されている。教科書は戦争犯罪が軽視される方向にあり、河野

昨年、米下院の決議や参議院の勢力逆転に励まされ、「今こそ」との思いに駆られた人々が、この問題に関係してきた支援団体・弁護士・研究者・議員・報道人・平和団体等をつないで解決をめざす「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク」を昨年11月17日に立ち上げました。

50年の長い歳月を経て、立ち上がった被害者たちには、さらに17年の年月が待ち受けていました。河野談話の後の「解決」は、国民基金で：裁判は殆どが最高裁で棄却され司法解決は望みが消え：頼みの立法、三党法案は提出されては廃案：国連他の勧告等も無視され：教科書の記述は激減させられ：NHK番組は改善

日、全会一致で謝罪決議を採択し、日本政府に①従軍慰安婦問題の全責任を認め、謝罪すること、②元慰安婦女性に損害賠償を行うことなどを求めた。発議者のファンバレン議員は「安倍晋三首相は日本の政治家が問題を矮小化する動きを見せたことは容認できない」と述べたとのこと。

カナダ さらに、カナダ下院が、三月の小委員会採択された決議に引き続き、一月二八日、日本政府に謝罪と賠償を促す決議を満場一致で通過させた。やはり安倍首相による慰安婦をめぐる発言が報じられた後、野党のオリバー・チョウ中国系女性議員が積極的に働きかけていた。

EU 二〇〇七年一月二三日、欧州連合の欧州議会は、本会議において「慰安婦」への正義」と題して審議し、賛成多数で決議を採択した。

日本政府は歴史的、法的な責任を認めて謝罪し、元「慰安婦」の女性と遺族に補償すべきだとし、内容一段と強さが増している。

以上の動きの背景には韓国をはじめとする「慰安婦」被害当事者が高齢をおして米やEU、カナダなどの議会等で積極的に証言してきたことが大きな影響を及ぼした。被害者たちが訴え求め続けてきた正式な謝罪と賠償を今年こそ叶うよう私たちが努力していきたい。(行動ネット 柴崎温子)

「慰安婦」問題解決オール連帯ネットワーク結成

「今こそ、最後の「今こそ」。ぜひ活動にご参加を。」

昨年、河野談話すら：こうしてこの問題を消そうとする政府の下で、被害者は次々に亡くなり、私たちは皆、暗澹たる思いでした。

しかし、ここ数年、この問題はアジアを超えて世界に広がりました。昨年7月米下院本会議、11月オランダ・カナダ、12月欧州議会、「慰安婦」決議が採択され、10月、ロサンゼルスでの「慰安婦」問題世界大会では、世界各国のNGO、研究者、弁護士たちが参集し、戦争責任の問題であるとともに現代の人身売買や性暴力の問題に通ずる「女性の人権問題」の原点として、日本政府に早期解決を強く要求しました。

私たちは、国境を超えて人間として人権侵害を許さない、公式謝罪と公的賠償が不可欠だという世界共通の課題の実現を目指しているのです。強制収容された自己の被害が米政府によって回復された体験からもこの問題に取り組んだマイクホンダ氏はロスで語りました。「民族に関係ない、(人間としての)ハートだ」と。各国の議員のハートを動かしたのには、各被害者の証言でした。日本の議員も例外ではないでしょう。今年こそ、公聴会を開催し、一刻も早く解決し、被害者と世界に伝える年です。

オール連帯にご参加を 私たちは、国会での公聴会の開催、国会での謝罪決議、立法による補償、歴史教育等を通じての再発防止の実現を目指します。「オール連帯」の特徴は、個別に

活動してきた団体・個人・世界と連携をつくり、其々の知識と経験を生かし、総合力を発揮して早期解決を実現する力強い行動です。

現在、燎原の火のように議員を含め賛同者が集まり、「売買春問題ととりくむ会」も賛同されました。

昨年11月、旗揚げ集会后、福田首相へ要請文を届け、各政党へ要請活動を行い、第一回協議会を開いて当面の行動を皆さんで議論し、「ニュース」第一号をお届けしました。今年には正に正念場、議員要請、世論喚起、国際的取組みに力を入れ、日本で開催するアジア連帯会議を成功させ、：と山積みです。今後具体的に連絡いたしますので、是非ご協力をお願いします。

(オール連帯事務局 坪川宏子)

「緊急一時保護」の最前線

東京都婦人相談研究会 奥脇由利子

婦人相談員のもとに寄せられる相談の内容はどのように変化してきているのだろうか。

私が勤めている福祉事務所では、窓口の受付カードに、生活保護に関する相談と並んで、女性の悩みごと相談と記載がされている。

はじめに福祉事務所を訪れた女性がそこに丸をして受付カードを出す、婦人相談員が対応することになっている。

とりたてて相談対象や範囲が決められているわけではないものの、実際の寄せられる相談の中身を見てみると、婦人保護事業の二本柱となっている「売春防止法」と「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下DV防止法という）」に關係するケースが多い。

特に、「住むところがない」「帰るところがない」「お金がない」といった緊急で保護する必要があるケースの場合に限ってみれば、どちらかの法律、あるいは両方の法律から支援の対象とみなされる割合は非常に高いといえるだろう。

では、婦人相談員がその裁量でそれらの女性たちを速やかに緊急一時保護できるかという、なかなかうまくいかないのが現実である。

もとより、緊急で入所できる施設数が圧倒的に少ないことが原因であるが、加えて、今日の今日、行くところがないといった切羽詰った女性たちが抱えている様々な問題に対応できる

施設の体制がないことが大きな困難となっている。けつして、表面化されることはない。しかし、あきらかに精神疾患を抱えているようにみえるが、医療に結びつかないケースやアルコールや薬物等の依存が見られるケースの場合は、DV被害者であるが、保護しなければ性産業に戻らなくては生きていけないケースであるが、彼女たちを受け入れてくれる施設はほとんどないといった現状があるのだ。

東京都女性相談センターの緊急一時保護入所者数の実績は、毎年高い稼働率を示しているが、その内訳をみると、いわゆるDV被害者の占める割合は増加しているのがわかる。その一方で、センターを通して婦人保護施設へ入所する単身女性の数は増えてはならず、都内に4つある婦人保護施設の稼働率は低いままである。

一見すると、婦人保護事業は「売春防止法」から「DV防止法」へと主流転換したかにも見える。しかし、これがいったい何を意味しているのかは、現場の婦人相談員ならばすぐにわかることだろう。

その背景には「DV防止法」の施行以来、緊急一時保護の依頼をする際にも「DV」といえばすんなり入所できるが、それ以外の理由での入所は、入所時にいろいろと聞かれ、何かと敬遠されるようになってきたのである。個別の女性の生活歴を聞かれれば聞かれるほど、何らかの不適切

支援を組み立てていく中でも、「性」の問題意識が薄れていっている状況があるのではないかと懸念されるのである。あらためて、広く一般に緊急一時保護の実態をみて、知ってもらい、その問題点を指摘してもらいながら、解決の糸口を探っていきたく考える。

（訂正とお詫）
前号のニュースNo.188の「婦人相談員の立場から見ると自立支援」の記事の中で、行政報告の発表者のお名前が女性保護専門官の仲定一氏となっておりましたが、厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長補佐都甲太氏でしたので、お詫び申し上げます。（事務局）

また、運良く女性相談センターに入所できた単身女性も婦人保護施設がいくらか空いていようと入所の対象とみなされなければ、移ることができない。

そして、そういう流れの影響が、婦人相談員がケースと向き合うときにも、できていないのではないかと相談内容の背景を分析し、

「慰安婦」への強制はなかった

意見広告に名を連ねた議員に抗議!!

新婦人は、自民党・民主党などの国会議員四四人が六月一日付米・ワシントンポスト紙に「慰安婦」への強制はなかった」と主張する意見広告を掲載したこと、各県から地元選出議員に抗議の声を届けよう

と決めました。

京都府本部は、京都選出の三名の議員に、地元の支部が七月三日抗議・要請行動をし、多くの会員が抗議ファックスを送りました。

山本朋宏議員（自民党）はナシのついででしたが、民主党の泉健太議員は、た

くさんの抗議を受けており「知らない間に名前を載せられた。賛同していないので、名前を削除させる」と

釈明。北神圭朗議員の秘書は「アメリカが日本に干渉

も、「性」の問題意識が薄れていっている状況があるのではないかと懸念されるのである。あらためて、広く一般に緊急一時保護の実態をみて、知ってもらい、その問題点を指摘してもらいながら、解決の糸口を探っていきたく考える。

（訂正とお詫）
前号のニュースNo.188の「婦人相談員の立場から見ると自立支援」の記事の中で、行政報告の発表者のお名前が女性保護専門官の仲定一氏となっておりましたが、厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長補佐都甲太氏でしたので、お詫び申し上げます。（事務局）

また、運良く女性相談センターに入所できた単身女性も婦人保護施設がいくらか空いていようと入所の対象とみなされなければ、移ることができない。

そして、そういう流れの影響が、婦人相談員がケースと向き合うときにも、できていないのではないかと相談内容の背景を分析し、

「慰安婦」制度について以下を再確認する。

短 信

意見広告に名を連ねた議員に抗議!!

1 日本軍「慰安婦」制度は政府主導の系統的に組織された女性・少女を徴用した性奴隷犯罪であった。

2 国連および様々な国際機関が公式に確認したところによれば、日本軍性奴隷制は人道に反する犯罪であり戦争犯罪であった。

アジア女性基金は失敗であった。日本政府からの法的な賠償ではなく日本軍性奴隷制の犯罪性の認識もなく公式謝罪もなく、法的な責任もなかった。日本政府にはまだ法的賠償に対する責任はある。

私たちは歴史を正すこと、あるいは慰安婦被害者への正義の回復にだけ集中して

いるわけではない。武力紛争と人権侵害の状況に苦し

み続ける世界中の女性と子どもを含めて視野を拡大しようとしている。したがって私たちは国際的な市民組

日本軍「慰安婦」被害者に正義を!

国際活動家ワークショップ07・12・26・28

昨年、ソウルで韓国挺身隊問題対策協議会主催のワークショップが開催された。

二〇〇七年度は米国下院での日本政府への勧告案の採択など、国際的な世論の盛り上がりがあった。だが、その決議がなされるまでに、アメリカの草の根の有権者たちが、地元選出の議員に働きかけ、努力を積み重ねてきたことは見逃せない。その中心には韓国の若い世代がある。オーストラリアの「慰安婦」被害者の友」というグループも、やはり韓国の若い人々

との連合を拡張し続け、日本政府に日本軍「慰安婦」問題解決の根本原理を受け入れさせるために働く。

日本政府への要求

日本政府への要求

日本政府は直ちに軍事性奴隷制を強制し、性奴隷制募集を強制し、一九九二年八月四日の河野談話を固守しなければならない。政府は日本軍「慰安婦」について文書をすべて発表しなければならない。政府は国会と協力して事実を発見するための法律を制定しなければならない。

2 日本政府は日本軍性奴隷制を戦争犯罪として認め、国連総会によって採択された「国際人権法の著しい侵害および国際人道法の重大な侵害の被害者のための救済と賠償の権利の基本原則とガイドライン」に従い、これを遂行するため国内法を整備しなければならない。

3 日本政府は過去の真実を否定し、歴史を歪めることをやめなければならない。政府は将来の世代に正しい歴史を教えることを中心に

すべきである。このすべてによって日本政府は同様の犯罪が再発するのを防ぐことに努力することができる。

4 日本政府は日本軍性奴隷制を記憶し教育するため、被害者の追悼のために博物館を設立しなければならない。

日本政府が日本軍「慰安婦」問題を未決着にしていることが、日本とアジア諸国との間の和解にとって障壁となっており、私たちは戦争と紛争に傷ついた二十世紀を越えて平和と和解の新时代的実現のために行動を続ける。私たちは国際連帯運動をますます強化し行動することを宣言する。(略)

台湾の支援団体「婦援会」の頼采兒さんと日本の五人もそれに加わった。

会議に先立って、二六日は、今年最後の日本大使館前の水曜デモ。日本の迎撃ミサイル発射に抗議する市民団体、「日本は憲法九条を守れ」と叫ぶ方々と場所を交代して私たちの番

その日の午後は、天安の国立墓地「望郷の丘」で、亡くなった被害者たちを追慕するところがあった。ここに

お墓のある金学順さんが逝去して一〇年になる。

日本政府への要求

日本政府は直ちに軍事性奴隷制を強制し、性奴隷制募集を強制し、一九九二年八月四日の河野談話を固守しなければならない。政府は日本軍「慰安婦」について文書をすべて発表しなければならない。政府は国会と協力して事実を発見するための法律を制定しなければならない。

2 日本政府は日本軍性奴隷制を戦争犯罪として認め、国連総会によって採択された「国際人権法の著しい侵害および国際人道法の重大な侵害の被害者のための救済と賠償の権利の基本原則とガイドライン」に従い、これを遂行するため国内法を整備しなければならない。

3 日本政府は過去の真実を否定し、歴史を歪めることをやめなければならない。政府は将来の世代に正しい歴史を教えることを中心に

すべきである。このすべてによって日本政府は同様の犯罪が再発するのを防ぐことに努力することができる。

4 日本政府は日本軍性奴隷制を記憶し教育するため、被害者の追悼のために博物館を設立しなければならない。

日本政府が日本軍「慰安婦」問題を未決着にしていることが、日本とアジア諸国との間の和解にとって障壁となっており、私たちは戦争と紛争に傷ついた二十世紀を越えて平和と和解の新时代的実現のために行動を続ける。私たちは国際連帯運動をますます強化し行動を続けることを宣言する。(略)

は、やはり各国での議会に告げる勧告であった。国連、ILOなど国際機関での勧告によって日本政府に圧力をかけようという。今回決議案が否決されたオーストラリアは、次回はぜひ成功させたいと語った。

こうした国際世論が日本の政府をどう動かすか、参加者たちの意見は「日本の国会と政府が、国際社会の要求を受容し、速やかに行政的、法的措置をとること、また日本のメディアがこの問題を積極的に取り扱うよう連帯して活動する」とい

うことにとまどめられた。「記念館」設立は、韓国、台湾ともに公的援助が思うように運ばず、隘路に直面しているが、自らの手で完成させようとしている。

二〇〇八年度の行動は、国連人権理事会、人権規約適用委員会、ILO、国際司法裁判所などの勧告案採択への働きかけとともに三月八日の国際女性デー百周年に際しての連帯行動の提案、第九回アジア連帯会議を六月末に東京で開催する希望などが出された。

この入国審査方法について

多くの方から日本政府に対しての苦情が寄せられた。しかし、長旅の疲れもみせず、すぐに開会礼拝(在日担当、夕食、懇親会)が続いた。懇親会は日本側出席者による腹話術の人形を交えての進行で、和やかな笑いのなかにも、一人ひとりこの会への思いや要望、そして日本軍「慰安婦」問題解決への強い意見が出された。

二日目は「女性への暴力をなくし平和な社会を」私が出席した女性たち力づけられてと題して基調講演(東海林路得子講師)があり、その後この講演を受けてのグループワーク、それぞれの活動報告があり、三日目は聖書研究(韓国担当)、今後のアクションプラン、まとめ等が活発に話し合われた。夕食後、閉会礼拝(韓国担当)。最終日、朝食後、バスに乗り東京に向かう。wamを見学後、時間が取れ靖国神社を訪れる機会を得た。共同声明文は後日発表された。

この入国審査方法について、多くの方から日本政府に対しての苦情が寄せられた。しかし、長旅の疲れもみせず、すぐに開会礼拝(在日担当、夕食、懇親会)が続いた。懇親会は日本側出席者による腹話術の人形を交えての進行で、和やかな笑いのなかにも、一人ひとりこの会への思いや要望、そして日本軍「慰安婦」問題解決への強い意見が出された。

売買春問題ととりくむ会 とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
矯風会第2会館内
電話 (03)5386-4041
FAX 00170-9-31099
振替 1973年2月1日
創刊

婦人相談員一人当りの人口

(人口は2005年の国勢調査より)

売買春問題ととりくむ会では、数年一度、各県に配置されている婦人相談員の数を厚労省の家庭福祉課に問い合わせ掲載してきた。婦人相談員には県の婦人相談員と市区婦人相談員があるが、前回に比べて総数では八〇五人だったのが九八〇人と増えている。でもこれはほとんど市区の婦人相談員で、県の婦人相談員はむしろ減っている。そして、市区の婦人相談員も内閣府のDV防止施策基本方針では、設置の必要性の有無の検討を勧めているが、ゼロの県が四県ある。そして、トップの山形県では五万五千人当たり、婦人相談員一人が配置されているのに対し、ワーストの大阪では四万一千人当たり、一人の配置となっている。

(全国平均は十三万人に一人)

平成19.4.1調べ	人口千人	県婦人相談員	市区婦人相談員	合計	婦人相談員一人当り千人	順位
北海道	5,627	4	31	35	161	30
青森	1,437	8	8	16	90	11
岩手	1,385	2	16	18	77	7
宮城	2,360	9	12	21	112	17
秋田	1,146	8	1	9	127	23
山形	1,216	9	13	22	55	1
福島	2,091	11	6	17	123	20
茨城	2,975	7	4	11	272	40
栃木	2,016	8	17	25	81	9
群馬	2,024	9	3	12	169	32
埼玉	7,054	25	9	34	208	39
千葉	6,056	36	22	58	104	15
東京	12,571	36	90	126	100	14
神奈川	8,791	15	38	53	166	31
新潟	2,431	5	8	13	187	36
富山	1,112	4	2	6	185	35
石川	1,174	3	3	6	196	37
福井	822	5	2	7	118	19
山梨	885	3	5	8	110	16
長野	2,196	12	7	19	116	18
岐阜	2,107	2	6	8	263	42
静岡	3,793	8	14	22	172	33
愛知	7,254	25	17	42	173	34
三重	1,867	8	15	23	81	10
滋賀	1,380	4	0	4	345	45
京都	2,648	21	0	21	126	22
大阪	8,817	13	7	20	441	47
兵庫	5,590	5	23	28	200	38
奈良	1,421	4	0	4	355	46
和歌山	1,036	12	1	13	80	8
鳥取	607	1	3	4	152	27
島根	742	10	0	10	74	6
岡山	1,957	17	13	30	65	4
広島	2,877	8	10	18	160	29
山口	1,493	8	4	12	124	20
徳島	810	5	1	6	135	25
香川	1,012	4	7	11	92	12
愛媛	1,468	4	6	10	147	26
高知	796	6	0	6	133	24
福岡	5,049	29	56	85	57	2
佐賀	866	3	1	4	217	40
長崎	1,479	14	8	22	67	5
熊本	1,842	2	17	19	97	13
大分	1,210	3	1	4	302	44
宮崎	1,153	3	1	4	288	43
鹿児島	1,753	4	7	11	159	28
沖縄	1,361	7	16	23	59	3
合計	127,757	449	531	980	130	



韓国挺身隊協八〇〇回水曜デモ連帯 スタンディング・リレートーク

2008.1.13

二〇〇八年二月二三日水曜日。この日は韓国ソウルの日本大使館前で毎週水曜日に開催されている「韓国挺身隊問題対策協議会」によるデモが八〇〇回を迎えた。八〇〇回と一口でいうが、十六年間、毎週続けられてきているのだ。(阪神大震災の翌週だけは哀悼の意で休止)この重さを共感し、連帯しようという思いと、アメリカ、カナダ、オランダ、欧州議会のそれぞれから、日本政府への公式謝罪と賠償を求める決議がなされた今こそ、日本国内の声を更に大きくあげようとの願いから、日本軍慰安婦問題行動ネットワークが新宿駅西口前で行われた。この日は全国的に寒波が襲来、身を切るような寒い日であった。夕方六時過ぎ、だれかれの見分けがつかない程、帽子、マフラー、防寒服に身を固め、大きな荷物をかかえて、集まってきた。総勢三五人。寒さなど

何のその、この運動に連なることへの責任と自覚に、熱く燃えている顔ばかりである。誰が指図するでもなく、されるでもなく、皆自然に整然とそれぞれの持ち場につく。このような行動の回を重ねて、お互いに同士としての信頼感で結ばれている強さ、心の豊かさを感じさせる。持ち寄られた、「元「慰安婦」の方の大きな顔写真を掲げる者、アピールを書いた横断幕を持つ者、幟を持つ者、そしてその列の前でビラを配る者、又、交代でマイクを握り、道行く人々に訴える者、どの担当の者も皆、手足は冷たさ、痛さを通り越し感覚が無くなっていたのではないだろうか。しかし、「ソウルはもつと寒いはず」と声をかけながら笑顔さえ見られた。途切れることなく行きかう駅前の人通りだが、訴えに耳を傾ける人、差し出す

ビラを受け取る人の少ない事には、いつものことながら寂しい思いをする。そんな中、「頑張ってください」と声をかけてくる人や、手を伸ばして積極的にビラを受け取る人もあり、とても勇気づけられる。又、足を止め写真を驚いたように眺めて行く若い人たちが、教科書から「慰安婦」問題の記述が消えたこと、責任の重大さが窺われる。寒いでしょうと、ホッカイロを私たち一人ひとり差し入れをし、更にマイクを取り、道行く人に「皆さん、この人たちの話を聞いて下さい」と喚起を促してくれた青年があり、一同大感激をする。また始める前には、右翼系のいやがらせがあった場合等に備えて、交番の場所などを確認していたのだが、幸いその心配は不要であった。一人の寂しい酔っぱらいに、少しからまれ、邪魔をされはしたが、

一時間の予定を大きく超え、八時過ぎ、まだまだ止まないう人通りに、後ろ髪を引かれる思いで解散。
(NCC 寺岡 シホ子)

内閣府DV防止施策基本方針(抜粋)

08.1.11

II 施策内容事項
1. 配偶者暴力相談支援センター
2. 婦人相談員
3. 婦人保護施設

また婦人保護施設の退所後においても、安定して自立した生活が営めるよう被害者の希望に応じて、福祉事務所等の関係機関と連携し、相談、指導等の援助を継続して実施することが望ましい。

なお、婦人保護施設が設置されていない都道府県においては、その必要性の有無について、不断に検討することが必要である。

DV防止法第二次改正にあわせて施策に関する基本方針が発表された。

かいた婦人の村を訪ねて

東京都婦人相談研究会 山崎啓子

婦人相談員の仕事には二つの根拠法があります。「売春防止法」(売防法)と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)です。この何年か相談の現場では、売防法違反ケースにかかわることはほとんどありません。一方、DV防止法に基づく相談、緊急保護ケースは増えています。相談者には、風俗関係で働く女性、売春している女性、幼少時に親族等から性暴力を受けた女性、望まない妊娠、出産後子どもとの関係に苦しんでいる女性たちがいます。外国籍女性には人身売買・強制売春被害者もいます。DV防止法を通して相談の裾野は広範囲で深くなっています。

昨年夏、東京都婦人相談研究会会員の方から「婦人保護事業の原点を見直すためにかいた婦人の村を見学したい」との意見が寄せられました。私たちが今年度の研究会役員8人に異議はなく、即刻見学を申し入れ、「マリヤの賛歌」(城田すず子著)かいた出版部発行)を購入して事前学習をしました。

10月、館山湾を一望できるかにた婦人の村を訪ねました。天羽道子施設長の案内で、たわわに実るみかんの香りに包まれ、海からの風を感じながら、作業棟、食堂などを見て回り、お話を伺いました。定員100人のうち現在の入所者は85人。厚生労働省がいわゆる

社会復帰のあてのない「出口のない人」の入所は認めないため、待機者はいるのにこの4年余、一人の入所者もないのだそうです。

私たちが婦人相談員の現場では、出口のある女性はまだ少ないのが実情です。出口を容易に見出せないからこそ支援が必要なのです。出口を見つかるまで長期の時間がかかることもあり、かにた婦人の村はそのための施設です。婦人保護長期施設として1965年4月に創設されて以後、現在もこの村が唯一の存在なのです。

城田すず子さんの願いで丘の上に建立された従軍慰安婦の碑も案内していただきました。婦人相談員の仕事は過去、現在、そしてこれからへとつながっていることが実感できました。時間がかかってもひとりひとりが持っている本来の力を取り戻すための支援とともに、「対症療法に追われるだけ」ではなく、根治療法も問題にしなければならぬ」との天羽さんの提言をしっかりと受け止めた見学・研修となりました。そして、裂

織りや陶芸の作業所で入所者の方たちと触れ合い、穏やかな時間を共有する中で、私たちが、あの人、この人にも、共生、共食、共働のこの村の住人となつて、時間には追われることなくじっくりと将来を見据えて自分を取り戻してほしい、と思

いました。

国連人権理事会のUPR日本審査へのNGO提出文書 (抜粋)

◆日本軍「慰安婦」問題 行動ネットワーク

1931年から1945年までの間、とくに日中戦争・アジア太平洋戦争下において、朝鮮半島および中国・台湾・フィリピンなど10カ国地域のアジアの多くの女性たちが日本軍が性奴隷とした事は世界中の人々が知るところです。これらの被害者たちが戦後60年以上を経た今日もおお日本国政府が彼女らの被害回復を行うよう世界各国に訴えて歩かなければならないことに、私たち日本人支援者は耐えられない思いでおります。

今回、日本政府のこれまでの対応、被害者の現状、支援者に対する妨害の事実などを報告するとともに、貴理事會においてこれを緊急の問題としてとりあげ、①日本政府が緊急的な問題として解決を行うよう、②被害者の名誉棄損を行う反対者の動きに対して重大な手段をとるよう決議あるいは強い勧告を願うものです。また決議のみでなく、貴理事會の代表者が日本政府を訪問し、この問題の解決を促されることを心から期待いたします。

1 日本政府の対応の状況
日本政府は、1994年「女性差別撤廃委員会」の表明以来、国連関係や国際機関から出された「慰安婦問題」に対する指摘や勧告の一切を無視してきました。特に2006年国連事務総長による「詳細レポート」および国連総会によ

る「女性の暴力根絶」のための決議に対しても、現在の女性に対する暴力への対応以外は関心を示しておりません。これで国連加盟国として責任をとっていると言えるのでしょうか？米国内院、欧州議会、カナダ下院、オランダ下院ですでに、日本政府に対して謝罪を要請する決議を行っておりま

す。国連人権理事会においても決議することにより、日本政府の責任を喚起していただきたいと願っております。2004年以後の国連及び国際機関その他の動きを報告します。……

2 公式な謝罪と補償を拒否し続ける日本政府の姿勢
日本政府は、サンフランシスコ条約および二国間条約などで解決済み、「女性のためのアジア平和国民基金」で誠意ある対応してきたという姿勢を繰り返して押し通しています。しかし、国民基金は①国家補償ではない②受け取りを拒否する被害者が多かった。また中国、北朝鮮、東チモールなど対象から外された国々がある③首相の手紙は国民基金を受け取ることを条件に渡されたものであり、すべての被害者に渡されたものではないなどの問題があります。しかも2007年3月にその事業を終了してしまいま

した。その上、「国民基金」の責任ある立場にある人がメディアや書籍を通し、韓国において被害者を支援している団体を「反日ナショナリストの運動」だとして

繰り返して批判しています。また、閣僚や国会議員による否定発言、教科書による加害事実の教育を相変わらず避けているなど、村山元首相をはじめ、これまでの首相の手紙を真の謝罪として受け止めることはできません。

サンフランシスコ条約や二国間条約で解決済みとは言えないことは、クマラスワミ報告あるいはマクドナルド報告を引用しながら2005年の人権委員会や韓国代表が発言したことからも明らかにされた通りです。

なお、「慰安婦」裁判のほとんどが最高裁で棄却されましたが、判決の中には、日本政府が立法的・行政的(法的)解決を行うよう勧告したものもありました。しかし日本政府はこれも無視しています。

3 被害女性たちの高齢化
各国の被害者が高齢化し、謝罪による被害(名誉)回復を望みながら徐々に命の終わりを迎えています。被害女性への計報を聞くたびに、私たちは心が張り裂けるような思いを経験しています。一人でも多くの被害者が生存しているうちに、日本政府が誠意をもって謝罪する必要があると願っています。

この4年間に私たちに報告された韓国、台湾、中国、フィリピンで亡くなった被害者たちは以下の通りです。
韓国 申請被害者234名 死亡者46名
中国 死亡者17名
フィリピン(リラ・ピリピーナ) 死亡者16名
台湾 11名 現在の生存者24名
中国・フィリピンについ

ては一部の団体からの報告のみです。
4 被害女性たちに60年以上も与え続けた精神的苦痛
被害女性たちは、戦時下を受けた暴力だけでなく、日本政府が誠意ある対応を遅らせているため、精神的・身体的後遺症や経済的苦痛、社会的文化的偏見などで今日に至るまで苦しみを続けています。このような苦痛からの解放を一刻も早く行う責務が日本政府にあります。

5 「慰安婦問題」の解決を願うNGOに対する妨害
被害者への二次被害行為
日本の市民有志が、「慰安婦問題」の解決を願ってデモンストレーションを行ったり、集会を行うとき、これに反対する人々が妨害行為を行って行っています。これは2000年に行われた「女性国際戦犯法廷」以来ですが、ことに、2007年に米国など国際的に日本政府に対して「謝罪を要請する決議」を行う動きに反応して一層ひどくなっています。さる1月26日には、20名余の男性たちが「私たちの戦争と平和資料館」に押しかけ脅迫行為を行いました。彼らは朝鮮半島の人々や中国に対して、あるいは在日外国人に対してひどい差別的発言を行っています。その上、妻に対して暴力をふるった夫を支援する会と合流して、女性の人権活動の妨害も行っており、明らかに性差別行為者であると判断されます。

このことは、戦時下において性奴隷とされた女性たちに対して、民族差別と性差別的判断から、日本の謝罪や補償に反対していることとは明らかであり、被害者に2次被害を与えています。被害者や被害者を支援する者に対する政府の保護を述べた前回の国連総会決議内容に反することです。

カナダ、オランダおよび欧州議会が同趣旨の決議をあげており、国際的にも日本政府の真摯な対応が問われている。

◆日本婦人団体連合会
②女性に対する暴力
私たちは、日本軍による戦時「慰安婦」への公式謝罪と補償を一貫して政府に要求しており、この問題に関する07年12月13日欧州議会決議を全面的に支持します。「慰安婦」問題の全面解決のための法案を野党が共同で提出し続けていますが、与党の抵抗で未成立です。

◆新日本婦人の会
DV・暴力・メディア
女性に対する暴力や性暴力に関して、DV法や児童買春・ポルノ処罰法、出会い系サイト規正法など法整備が進み一定の前進があるものの、被害者女性や少女が処罰の対象になつていないなどの問題が残されている。また、公共の乗り物に女性の裸同然の写真を使った広告が貼られている、子どもたちも出入りするコンビニ・ストアに、ポルノ雑誌が置かれている、インターネットや携帯電話を使つてのわいせつメールや画像の配信など、ほとんど規制がない状態である。女児や女性の性被害、性的商品化の問題について、メディアの自主的などとりくみと同時に、法整備を含む対策が必要である。

◆日本軍慰安婦問題
90年代に元日本軍慰安婦の女性が名乗り出たことをきっかけに、日本やアジア諸国を中心に、日本政府への謝罪と補償をもとめる運動が大きく広がった。女性差別撤廃委員会など国連からもたびたび勧告を受けているが、日本政府は公式な謝罪と補償に応じていない。国会でも野党が「慰安婦」問題全面解決のための法案を共同で提出し続けているが、与党の抵抗で成立にいたっていない。2007年にはアメリカ、

職場などのセクハラは多発し、例えば女性医師では半数以上が経験しています(全国保険医団体連合会調査)。06年9月には北海道航空自衛隊の女性自衛官が男性自衛官による強姦未遂の被害を届け出たところ退職を強要され、彼女が提訴した後も組織的嫌がらせが続いているため、広範な人びとが「女性自衛官の人権裁判」として支援しています。

◆「アジアの花たちへー慰安婦」問題と格闘した国会議員の記録」刊行。
二一六頁、吉川春子著、かもがわ出版、一七八五円

短 信

◆「アジアの花たちへー慰安婦」問題と格闘した国会議員の記録」刊行。二一六頁、吉川春子著、かもがわ出版、一七八五円

売買春問題ととりくむ会ニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-25
矯風会第2会館内
電話 (03)5386-4041
FAX 00170-9-31099
振替 1973年2月1日
創刊

三・八国際女性デー 「慰安婦」問題解決要求世界連帯行動

08.3.7

声 明

各国の各地の国際女性デー行動に参加している皆さんに、東京から熱い連帯の挨拶を送ります。

国際女性デーの今日、私たちは、東京の地で国会前に立っています。

百余年前、パンと選挙権を求め行進した女性たちから脈々と今に繋がる女性の権利確立の闘い。私たちはその中であって、世界の女性に繋がり、国会の前に立っています。

日本軍「慰安婦」、日本軍により性暴力をうけた女性が、五〇年もの暗闇の生活から、頭(こうべ)を上げ、歴史の扉を開いたのは一六年前のことでした。それから、彼女たちは、毅然と自己回復の権利を主張し、女性への暴力に反対し、戦争に反対し、女性の権利確立のための最前線に立ちつづけてきました。このことは、どんなに世界の同じような被害をうけた女性たちを勇気付けてきたでしょうか。私たちも、彼女たちと共に在ることを確信しながら、国会前に立っています。

韓国の、フィリピンの、台湾の、中国の、インドネシアの、東チモールの、日本が戦時中侵略・植民地化した各地域の日本軍「慰安婦」被害者とその支援者と共に在ることを確信し、世界各地の日本各地の三・八国際女性デー行動と共に連帯し国会前に立っています。

そして、
私たちは声を大にして日本政府に要求します。

日本政府は、自国の旧軍隊が行なった蛮行に対して明確な責任を取れ！

日本政府は、被害者の声を聞け！

日本政府は、被害者に直接謝罪せよ！

日本政府は、日本軍「慰安婦」の存在否定は、更なる加害行為であることを認識せよ！

日本政府は、責任を持って賠償を行え！

日本政府は、日本を児童買春・人身売買の温床にするな！

日本政府は、人種差別・女性差別を許すな！

日本政府は、国際社会の勧告を受けとめよ！

日本政府は、性暴力の温床軍事基地をなくせ！

日本政府は、戦争に繋がるあらゆる行為を中止せよ！

日本政府は、憲法九条を守れ！

二〇〇八年三月七日 三・八国際女性デー

「慰安婦」問題解決要求国際連帯行動参加者一同



(写真：柴 洋子) ます。日本政府からの謝罪を受けられないまま、この冬も何人も「慰安婦」の方が無念のうちに亡くなりました。

続いて、東京、韓国、フィリピン、中国、オランダ、台湾から寄せられた声明文を読み上げ、その後団体・個人からのアピールを行いました。

途中、社民党の福島みずほ党首のごあいさつや、共産党の紙智子議員からのメッセージがありました。また、日本滞在中のドイツの方、元教員だった男性、在日朝鮮人の青年などからもアピールがあり、いろいろな立場の方が、一日でも早く、被害女性がお元気なうちに、日本政府に「慰安婦」問題の解決をしてもらわなければ！という思いで、今日この場に集まってきたのだと実感しました。

国際婦人デーより一日早い三月七日、第九回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議実行委員会主催による、「慰安婦」問題の早期解決を求める世界同時連帯行動が、十二時から約一時間、国会前で開催されました。平日の昼間という時間帯にも関わらず大勢の人が駆けつけ、行動終了時には参加者は九〇人ぐらいいなっていました。皆さん、メッセージを書いた横断幕やプラカードを掲げたり、ハルモニやロラや大娘の写真を持ったりしていました。私も列の端の方で、台湾の阿媽の写真を持ってスタンディングに参加しました。

行動は、まず亡くなられた各国被害者の方への黙祷から始まりました。戦後六十年以上がたち、被害者の方々の高齢化も進んでい

求しました。国会前行動が解散した後、この要請文を内閣府に提出し、そして全国会議員にも配布しました。私たちが行動していた参議院議員会館前には、一月末wamに押し掛けてきた右翼と同じメンバーと思われ、私たちが行動を続けている間中ずつとハンドマイクで暴言を繰り返して、妨害をしてきました。折角いろいろの方が交代で被害女性への思いや加害の歴史を見つめようと、心からのアピールをして下さっているのに、右翼メンバーによる誹謗・中傷をくり返す大音量のマイクにかき消され、列の端の方にいる参加者には、そのアピールの音が聞こえないということもしばしばありました。

米国下院「慰安婦」決議に 尽力した関係者が来日

二〇〇七年は米国、オランダ、カナダ、EUの各議院が「慰安婦」決議を採択し、問題の解決を日本にせよと求めた。なかでも米国下院決議は、二一〇号は他国に先駆けて採択され、「慰安婦」問題が解決していかない課題であることを世界に知らしめたといえる。

今年三月、この米国決議の採択実現に向けて尽力した二人の女性、ミンディ・コトラーさんとアナベル・バクさんが来日した。ミンディ・コトラーさんは、ワシントンDCにあるシンクタンク、アジア・ポリシー・ポイントの所長で、これまで経済・政治問題から靖国神社などの追悼施設の研究まで、幅広く情報提供を行ってきた。「慰安婦」決議に際しては、基本的な歴史資料からワシントン・ポスト紙広告の分析まで、さまざまな情報を議員・政府に提供してきたという。一方、アナベル・バクさんはwamでの歓迎会で、ミンディ・コトラーさん(前列左から三番目)とアナベル・バクさん(同四番目)

昨年二月に米議会で開かれた「慰安婦」被害女性の公聴会がきっかけとなってロビー活動を展開した。「慰安婦」問題は日韓の政治問題ではなく、普遍的な女性の権利の問題であると提起し、「二二連合」を組織した。多額の資金を得て活動するロビイストが多い米国会において、資金を持たない彼女たちは、時宜を得た情報提供とアクションを実践し、極めて民主的な手法で決議採択を勝ち取った、と報告があった。

普遍的な人権課題として、また女性に対する暴力の問題として取り組む継続される国際的なネットワークに励まされながら、今年こそ「慰安婦」問題解決に向けて、日本政府に一步を踏みださせたい。

(渡辺美奈 wam事務局長)



会計報告 (91.12.13. ~ '08.04.22)

「従軍慰安婦」支援基金 振替 00140-1-654781	9,776,727	円
「収入」支援金(協力)ナナムの家記念館へ	500,000	円
「支出」韓国慰安婦裁判関係費	3,100,000	円
韓国慰安婦問題国際会議分担金	2,500,000	円
印刷費	1,256,598	円
送付費	697,647	円
事務費	1,388,181	円
	85,135	円
合計	9,527,561	円
差引残高(繰越金)	249,166	円

ECPAT東アジア・太平洋地域 ネットワーク間交流会議(RNRE)報告

齋藤恵子 (ECPAT/ストッブ子ども買春の会コード・オブ・コンダクト担当)

今年二月二六日(二九日)の四日間、わたりバンコクで表記の会議が開かれ日本からは齋藤が参加した。他にオーストラリア、カンボジア、インドネシア、韓国、ニュージランド、フィリピン、台湾、タイ、モンゴル、ベトナム、マレーシアの計十二か国から参加があった。会議では①各国の現状と取り組みの報告②コード・オブ・コンダクト(子どもの性的搾取防止のための旅行・観光業行動倫理規範、以下コード)の新戦略に関する説明③第三回児童・未成年の性的搾取に反対する世界会議についての説明と世界会議に向けてのECPATメンバーとしての役割に焦点が当てられた。

①各国報告
齋藤は日本におけるコードの進展状況(詳細はhttp://www.unicef.or.jp/code-p/index.htmを参照)について説明した。各国報告の中で特に参加者の関心を集めたのは、韓国の性犯罪者再犯防止対策に関する報告であった。韓国では二〇〇〇年に「青少年の性保護に関する法律」が施行され、二〇〇五年に第一回改正が行われ二〇〇七年七月に第二回改正案が可決された。二回の改正により性犯罪者の情報登録、閲覧制度が拡大され、性犯罪者は青少年の保育や教育に関連する諸機関(学校、幼稚園、保育施設、塾、保護施設など)への就業や運営が禁止された。*

国家青少年委員会により「高危険性犯罪者」と決定された者は氏名、生年月日、住民登録番号、現在の職場と居住地の住所、写真、所有車の登録番号の登録を義務付けられる。登録情報の閲覧は青少年関連教育機関の長だけでなく青少年の保護者等の地域住民という。年間五千万人以上の外国人を迎えるアセアン諸国。オーストラリアECPATからは、東南アジアで増加する観光における子ども買春への防止対策として、オーストラリア政府の支援を受け一九九四年からアセアン各国政府と協働し観光における子ども買春防止キャンペーンを進めている。キャンペーン促進に当たりオーストラリアの広告会社・グレイ・ワールドワイド社の協力を得て「ソーシャルマーケティング」の手法を取り入れ大きな成果を収めているとの報告があった。(詳細は矯風会「婦人新報」〇八年六月号に報告予定)

②コード新戦略
一九九八年に北欧で開始されたから十年、現在三三か国六百以上の企業・団体がコードに調印。コードの成功はCSRの観点から大きな注目を集めているが、現体制では規模の拡大に十分対応しきれなくなってきた。〇七年三月、財政の自立性を確立し持続可能な組織

への就業や運営が禁止された。*

構造へと変革していくための新戦略が、ECPATを含むコード国際運営委員会により承認され、調印企業からサービスタップを得ることで決定された。

③第三回世界会議
世界会議は十一月二五日(二八日)までリオデジャネイロで開催予定。今回「商業的」という表記が抜け「未成年(Adolescents)」という表記が加わった。第一回計画会議は今年一月に開催され、今後一か月に一回の割合で開かれる。会議は政府レポート、パネル討論コード・オブ・コンダクトを含む子どもに対する性搾取をなくするための「グッド・イグザンプル」提示などで構成されるといふ。ECPAT本部スタッフからは世界会議に向けECPATメンバーは各国政府へ積極的に情報を提供し参加を呼びかけよとの激励があった。

一九九八年に北欧で開始されたから十年、現在三三か国六百以上の企業・団体がコードに調印。コードの成功はCSRの観点から大きな注目を集めているが、現体制では規模の拡大に十分対応しきれなくなってきた。〇七年三月、財政の自立性を確立し持続可能な組織

「女性福祉の皆から」

〜生きる力を再び得るために〜

一場美由紀(いこの家)

う表記が加わった。第一回計画会議は今年一月に開催され、今後一か月に一回の割合で開かれる。会議は政府レポート、パネル討論コード・オブ・コンダクトを含む子どもに対する性搾取をなくするための「グッド・イグザンプル」提示などで構成されるといふ。ECPAT本部スタッフからは世界会議に向けECPATメンバーは各国政府へ積極的に情報を提供し参加を呼びかけよとの激励があった。

東京の婦人保護施設は、売春防止法とDV防止法を根拠法としており、一方は利用者の地域自立支援と施設の社会化を目的とし、他方は暴力からの保護を目的としている。売春防止法が女性を罰する法律であるが故に、DV防止法とは相反する課題をもち、二つの法律によって婦人保護施設の機能が二分化される状況が生まれた。物理的には地域に開放された施設であっても、売春に対する社会的心理的なマイナスイメージは施設を閉鎖的にし、そこで暮らす女性たちが抱える様々な問題を社会化することを阻んできたのである。それが婦人保護施設の現場が抱えるジレンマであり、解決困難な課題として今日まで残存してきた。

「死んでからまで村八分に殺してやると追いかけ回され、逃げたら親兄弟や息子を殺すと脅迫されてきたのだ。大切な人を守るために交際を絶ち、防波堤の様に耐える日々だったのに、実家が親族にはまだ許せぬ思いがあり埋められない溝があった。

女三界に家なし 神仏なし 墓もなし

梅林智子 (DV被害者支援ネットワーク鳥取)

雇用でパートの時間が短縮され、不眠ならいつでも替わりはいるからと嫌味。女性には低賃金・悪条件を耐えなければ、生きていけない。まして、住民票は異動できないイワク付きの人間を良い条件で雇う職場はない。月収七万円では市営住宅の家賃一万二千円を払い、国民年金を払い、食べていくのは至難の業なのに、彼女は一人に頼らず自分で生きる。口癖で、にっこり笑って頑張り続けた。

三月二五日、宝塚市議会では日本軍「慰安婦」問題に対して、政府の誠実な対応を求める請願を本会議で趣旨採択し、同日、政府に提出する意見書をまとめ提出。日本軍「慰安婦」問題に対して、政府の誠実な対応を求める意見書として、米下院議会決議ははじめの各

「死んでからまで村八分に殺してやると追いかけ回され、逃げたら親兄弟や息子を殺すと脅迫されてきたのだ。大切な人を守るために交際を絶ち、防波堤の様に耐える日々だったのに、実家が親族にはまだ許せぬ思いがあり埋められない溝があった。

売買春問題ととりくむ会 とニュース

発行所 売買春問題ととりくむ会
〒169-0073 東京都新宿区百人町2-23-25
矯風会第2会館内
電話 (03)5386-4041
FAX 00170-9-31099
振替 1973年2月1日
創刊

政府へのUPPRに関する要望書

内閣総理大臣 福田 康夫 様

国連人権理事会普遍的定期審査(UPPR)作業部会報告書草案の勧告を受け入れ、人権回復のための良い見本を示してください。

この度、国連人権理事会で一五五票という多数の推薦を得て理事国に再選されたことは、人権尊重政策に真剣に取り組む日本政府の姿勢を各国が支持したものとうれしく思います。

一方で、自国の人権状況を厳しく監視し、人権尊重を他国の見本としなければならないのは理事国として当然のことであり、他国も注視していることと思えます。

さて、わたしたちは、日本軍「慰安婦」被害者の人権回復が、日本政府によっていまだになされていらないことを憂慮するものです。

被害女性が名のりをあげてから一七年の歳月が過ぎました。この間の日本政府の対応は、明確な国家責任の下に被害女性の人権回復を行ったとはいえないものです。むしろ、いまだに政府高官による被害女性を貶める発言が相次ぐなど、消したくも消えない記憶に苦しんでいる被害者を更に傷つけ続けています。

作業部会で「慰安婦」問題に言及した六カ国は、この事態を憂慮し改善を求めているのです。

「慰安婦」問題の解決は、現代の紛争下における女性に対する暴力の連鎖を断ち切り、被害女性の人権回復のための礎となるものです。

国連人権理事国である日本は、この問題の解決を、よい前例を示す好機とすべきです。

被害女性がまだ生きておられるこの時期に、日本政府が重大な人権侵害の回復措置をとられるよう、以下のとおり要請します。

- 1 UPR作業部会の「慰安婦」問題に関する勧告を受け入れ、勧告を誠実に履行する意思を国連人権理事会に表明してください
- 2 同報告書において勧告された事項のみならず、審議の際に提示されたすべての質問に誠実に回答してください
- 3 UPR日本審査のフォローアップにおけるNGOの関与を保障してください
二〇〇八年六月五日

第九回日本軍「慰安婦」問題

アジア連帯会議実行委員会

内閣あての文書を外務省 局、内閣官房に外交審議室と内閣官房に持参、手渡し が設置されていた時ははった。「慰安婦」問題担当部 門はかつては外務省アジア とされていた。

「慰安婦」立法について学ぶ

アジア連帯会議実行委員会の院内学習会

2008.6.5

第九回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議実行委員会主催の第二回学習会が六月五日、参議院議員会館で開かれ、これまでいくつもの「慰安婦」訴訟に原告代理人として関わってきた藍谷雄弁護士に「慰安婦」立法の経緯と今後の課題について聞いた。藍谷弁護士は、この間の経緯をふりかえり、以下のようについて述べた。

一九九〇年代はじめ、韓国を皮切りにアジアの各国で「慰安婦」被害者が名乗り出て、「謝罪」と「補償」を求めるようになった。そのための法的な整備の必要が求められるようになった。しかし、九五年の村山内閣成立によって、その状況が変わってきたといえる。

九五年の村山内閣の時に、戦後補償問題は二国間条約によりすでに解決済みという内閣法制局見解が出されたため、政府は「賠償」はできないという立場をとった。しかし、九八年の関釜裁判の下関判決で戦後立法をしてこなかった立法不作為が指摘された。このことがはげしくなると、立法化の論議が再び盛り上がり、「慰安婦」裁判にかかわった弁護士たちによって二〇〇〇年七月、戦時的強制被害者賠償要綱案が作成された。

国会においては、二〇〇〇年以來、参議院に「戦時的強制被害者問題解決促進法案」が毎会期ごとに提出されたが、七回まで廃案になった。(*二〇〇八年の第一六九通常国会には、この学習会の終了後、六月一〇日に提出され、国会閉会によって廃案となった。)

しかし、そうした中で、昨年来、情勢が、やや変化してきた。米国下院決議をはじめ日本政府に対する国際的な圧力の高まりは見逃せない。

国内では昨年四月、中国人元「慰安婦裁判」(一次、二次)と西松建設中国人徴用工の訴訟の最高裁判決が出された。これらの判決で、最高裁は、日中共同声明によって個人の賠償請求権は消滅したが、賠償請求権は「実体的には消滅していない」との判断を示して、「自然債務」の存在を認めた。これは、裁判では不可能だが、立法による賠償の可能性を示したものであるとして、これまで日本政府が依拠してきた「法制局見解」を突き崩す論拠となり得る。こうした情勢を考えると、今を以て、立法化の機会はないのではないかと、国会に提案されるのは「解決促進法案」であり、法案成立は、最終的な政治的解決までの一つの段階である。先にあげた「賠償要綱」は、いわば、この法案の成立後の具体的な方策を示すものとなっている。

立法にとって必要な条件は、被害者にとって納得できるものであること、国家の責任が明記されていること、謝罪とそれを表す方法が記されていること、最終的な解決であるとみなしうるものであることである。

このうち被害者の同意については、「促進法案」でも事前に議員たちが被害国を訪問して説明し、同意を得ている。「促進法案」では、具体的な謝罪の方法については、金銭的な支出も含む必要な措置をとるとのべている点について、「賠償要綱案」では、謝罪の意思を具体的に表し、形あるものとしてゆく手続きを例

示し、独立した「賠償委員会」の設置を提案している。学習会には国会審議の合間を縫って、谷岡郁子(民主)、福島みずほ(社民)、岡崎トミ子(民主)、円より子(民主)の女性議員たちがかけつけて、法案成立への熱意を披瀝した。

岡崎議員は「通常国会が紛糾したので、出せる状況がなかなか作れなかったが、七日以降には提出できる見通し」であると報告し、民主党内にも、「軍の関与はなかった」などという議員がいるため、党内の調整に手間取ったことをもらした。民主党の党内事情について谷岡議員は「過去を繰り返さないためにはけじめをつけることが必要。民主党内にもいろいろな議員がいるけれども、苦しい薬を飲ませる方法を模索しながらがんばります」とのべた。

(アジア連帯会議実行委員会 山口明子)

国連人権理事会 UPR 審査報告会

2008.6.3

国連人権理事会の普遍的定期審査(UPPR)の日本審査の報告会が、六月三日衆院第一議員会館でひらかれた。主催は衆参議員有志によるもので、関係団体からも参加した。

これに先立ち代表者たちがが発前の五月二日に日弁連が呼びかけて、日本審査に向けての情報交換会がひらかれている。人権理事会のUPPR審査は初めての経験で手探りの状況であり、出席者の顔合せもかねてい

た。席上、NGO提出文書として当会ニュース一九〇

号の三団体の報告を披露するとコピーされて配布された。議員主催の会合だけに議員(ただし野党)の出席、秘書の参加もあり、出席を要請された政府各省からも多数出席していた。

日本の審査は五月九日、作業部会勧告は五月十四日。アムネスティ代表によると報告書はNGOレポートもよく読まれており準備がなされていたし、委員たちの熱意が感じられたそうである。日弁連は日本の代

用監獄問題で国際社会と日

本との現状のずれが大きい、死刑問題のとりあげは九ヶ国、働きかけを行うと政府代表の反応もあり作業部会にみのあることを実感、日本国内で働きかけの必要を感じたと報告。

死刑調査、子ども誘拐、婚外子差別、「慰安婦」問題、人間の安全保障など前向きにとりくむことなどの発言、報告がある。

渡辺美奈・女たちの戦争と平和資料館事務局長は、第九回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議実行委員会から送り出されての出席

であったと、二六ヶ国の政府に情報提供のロビー活動をこなした。アメリカ、中国、オランダ、フランス、韓国からは、どの国もあえて日本政府にいわず、すでに国連その他の国際勧告にどう応答するかを質問、日本政府はいままで通りの答弁であった。北朝鮮の二十万人「慰安婦」の発言を求めて、外務省は慰安婦問題での国際状況は把握している筈。政府として打開のための努力を、国会は早く法案成立をしてほしいとのべた。NGOとしての関与の必要を痛感した。

(事務局 高橋)

売春合法化の波と バンクーバーレイプリリース ウエメンズ シェルター

及川洋子

バンクーバーは揺れている。二〇一〇年の冬期オリンピックを控え、売春合法化への流れに、地域運動、労働組合や商工振興会などあちらこちらの支流が合流し、さらに強い流れとなっているからです。

娼館経営をしようとする自称セックスワーカーグループがバンクーバー市長と国会議員の支持を得て急流となったのです。

カナダ、バンクーバーで活動する女性グループ、バンクーバーレイプリリース・アンド・ウエメンズ・シェルターはこれに反対してきました。男性の暴力から逃げる女性にシェルターを提

供して今年三五年になるこのシェルターは女性に関わる多くの問題を提言してきました。カナダは移民の国であることから、文化、言葉の違いや就職困難を背景に、家に閉じこもったり、男性家族から暴力を受けやすい、暴力を受けても相談できないなど移民女性の抱える問題は多く、また、人種差別や貧困問題を背景として、先住民女性が抱く問題、特に売春婦には先住民女性が多く、行方不明先住民女性は全国で五〇〇人以上と推定されています。

この様に多様な複雑な女性問題を抱えるカナダのシェルターはより多くの多能性と適応性を求められています。バンクーバーはカナダの

西海岸唯一の港で、「世界一住み良い町」という評判とは裏腹に、昔から密輸や犯罪のはびこる町とも言われており、売春の収益は一億円、売春を行う女性は数千人に及ぶと推測され、また、売春婦は女性の数倍も暴力を受ける確率が高いのが事実です。この一五年間に売春婦百人が殺害され、現在も六〇人が行方不明となっています。去年、二七人の売春婦を殺害した男が最終判決を受けた事は世間の注目を集めました。あまりの悲惨さに同情し、多くの市民がホーム・リダクションの方向に走り始めたのです。

ホーム・リダクションとは最悪の状況を避けるため、管理をしながらある程度のその悪を許すという方法で、中毒患者に対して施される処方です。バンクーバー市長や人権擁護の立場であった社会党の議員まで、これが最悪の状況を避ける唯一の方法として、売春の合法化、法制化を主張し始めました。オリンピック時に儲けを企む娼館経営者にはこれは大歓迎で、さらに売春婦を合法に輸入できる事になります。また、地域の市民も以前から求めていた静かで安全な、子供にも良い環境になると強く支持しています。売春婦は連合を結成し、働く権利、仕事を選ぶ権利を主張すると共に、切実な安全への要求

を訴え、売春婦組合による経営の娼館計画を明らかにしました。

バンクーバーレイプリリース・アンド・ウエメンズ・シェルターは合法化、非犯罪化にも反対です。働く権利や自由の権利の主張はもつとも様に聞こえますが、非犯罪化は彼女たちの生活を良くはしません。女性の地位、性に関わる歴史、女性に対する暴力などをよく考えてみると女性が売春を選んでいくというのは間違っているところか、病気や暴力を温存する結果となるのが解ります。サービスであるとか、安全な個室などと考えざるを得ないのは解りますが現実には願望に過ぎません。ニュージランドの非犯罪化から解る事は、買春とは、男性が女性の体を借りて社会的、経済的な男女の不平等を表現しているのです。また、この仕事を選んでいると言うのは疑問で、他に多くの仕事を選ぶ事ができるのに関わらず、売春の道に入ったしまうのは、社会的経済的可能性を奪われて、性的、肉体的そして精神的に虐待されているという状況の中での選択だからなのです。買春は女性に対する暴力であり、女性の体が商品である以上男女の平等はあり得ないと根絶を目指すアポリシヨニスト（撤廃主義）の立場を明らかにしています。

性暴力禁止法をつくらう

全国女性シェルターネットワーク 遠藤智子

今年三月に「性暴力禁止法をつくらうネットワーク」が立ち上がりました。賛同人は現在二〇〇人を越えています。昨年のDV根絶国際フォーラムの分科会から「性暴力を禁止する法律を作ろう！」という声が上がったのが、ネットワーク発足のきっかけでした。準備会がもたれたら、当事者、支援に関わってこられた方、研究者等様々な皆さんが一堂に会した「スタンドアップ・パーティー」を開催するつもりになりました。

当日、五月三十一日、大妻女子大学のアトリウムには一三〇人もの皆さんが集ってくださったのです。内閣府の担当の方、会場となった大妻女子大学の理事長もいらしてくださりました。

当日はまず受付で「名札」が渡されます。今日呼ばれた名前、好きな花や食べたい名前、好きな本や食べ物を書く（もちろん書かなくても）ようになっていきます。会場のテーブルには花束が置かれ、ウサギや猫（の耳）や天使の輪のついたカチューシャをかぶった参加者も。「形式張ったものにしたくない」という思いが形になりました。

パーティーは在日コリアン二世のシンガー李政美さんのミニコンサートから始まり、当日に配布されたアピールの中の「悲しみ」の再生産を、私たちは望みません」という言葉と響きあう、心に沁みる歌声でした。続いて、イトー・タリさんの日本軍「慰安婦」についてのパフォーミング「あなたを忘れない」。胸が詰まるような張り詰めた空気を共有しました。そして、大妻女子大の卒業生であるシンガーTamuさんのソウルフルな歌を挟んで、参加者からのアピール。

当事者から、呼びかけた側から、女性から、男性から、なぜ法律がほしいのか、どんなことが必要なのか語られました。

「この社会から性暴力をなくすことは、世の中を作り変えること」「性暴力の定義には性別違和や性的指向への暴力も」「男の子への性的被害にも対応できるように禁止法をつくろう」

ネットワークは立ち上がったばかりです。これから活動の柱を立て、性暴力を禁止するための法整備の姿を検討していきます。

*性暴力禁止法をつくらう ネットワーク問合せ・賛同申込み FAX03 (3239) 2772 e-mail wdlat@ezweb.ne.jp

第一回の学習会は七月九日「現行強姦法の構造と改正への課題」講師・谷田川知恵さんを予定しています。

ロラズハウス（おばあさんの家）のこと

ファイリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会 柴崎温子

ロラズハウス基金にご協力くださり、ありがとうございます。呼びかけから、一年六か月たち、現在、約六〇〇の個人・団体からご協力をいただいています。

【経過報告】 リラ・ピリピーナは、昨年八月に、財政上の問題から、慣れ親しんでいたロラズハウスを去り、飯住まいの三階建の、非常に狭く、殆ど陽のあたらない建物に引っ越ししました。一階の空きは六畳位しかないもので、来客があると、ロラたちは、屋外に延長して作った波型プラスチックの屋根の下で過ごします。食事のときは、旧日本式にテーブルを出したり、たたみだりして使っていました。二階への階段は不規則な再生産を、私たちは望みません」という言葉と響きあう、心に沁みる歌声でした。続いて、イトー・タリさんの日本軍「慰安婦」についてのパフォーミング「あなたを忘れない」。胸が詰まるような張り詰めた空気を共有しました。そして、大妻女子大の卒業生であるシンガーTamuさんのソウルフルな歌を挟んで、参加者からのアピール。

当事者から、呼びかけた側から、女性から、男性から、なぜ法律がほしいのか、どんなことが必要なのか語られました。

「この社会から性暴力をなくすことは、世の中を作り変えること」「性暴力の定義には性別違和や性的指向への暴力も」「男の子への性的被害にも対応できるように禁止法をつくろう」

ネットワークは立ち上がったばかりです。これから活動の柱を立て、性暴力を禁止するための法整備の姿を検討していきます。

*性暴力禁止法をつくらう ネットワーク問合せ・賛同申込み FAX03 (3239) 2772 e-mail wdlat@ezweb.ne.jp

第一回の学習会は七月九日「現行強姦法の構造と改正への課題」講師・谷田川知恵さんを予定しています。

ファイリピン人元「従軍慰安婦」を支援する会 柴崎温子

で危険でしたし、屋上へ行くには、ロラたちには大変キツイものでした。

お金が集まらなければ、陽の全くあたらない同じような建物でも仕方ないと、ロラたちは言い始めていました。そこは、二〇〇万ベソ（三三三三三三）に値上がりしてしまっただけで、私たちが反対でした。ロラたちに便利な建物ではなかったからです。

三月、訪比していた京都のメンバーから、もう一軒売り出しの物件がある、道路に面している、物販もできるという連絡がありました。急遽、ファイリピンに見に行きました。一階は道路に面し、十二畳ぐらいはありましたが、二階の二部屋は狭く、使い勝手が気にな

りませんでした。また、屋上の三階は柵もなく、一七〇万ベソ（四二五万）でした。物件の権利関係ははっきりしているか、値引きしないか、他に物件はないか、なければ、そこでも仕方ないと考えて帰国しました。

五月、ガブリエラの子どもデイケアセンターが引越したという知らせがありました。後は、リラ・ピリピーナとロラズハウス基金日本とのロラズセンターに関する合意書を交わし、支払いをする予定です。一〇〇万円ぐらい必要です。どうぞ、さらなるご協力をお願いいたします。

郵便 〇〇一〇〇一三二七五二七七「ロラズハウス（おばあさんの家）基金」

短 信

◇戦時性的強制被害者の解決促進に関する法律案廃案 野党議員による法案を参議院議長に六月十日に八回目の提出をした。六月二二日に全法案が廃案となった。

◇国際婦人年連絡会、日本軍「慰安婦」問題に関する要望書提出

全国組織四十団体で構成する国際婦人年連絡会は五月十六日、福田首相はじめ外相、文科相、衆参議長、女性国会議員、男女共同参画会議議員に、日本軍「慰安婦」問題についての要望書、反省と謝罪の国会決議、政府の責任で被害者への謝罪と補償、中学社会教科書に「慰安婦」に関する記述を復活させ、事実に基づく歴史教育を行うことの文書をおくった。

◇日本キリスト教婦人矯風会声明発表

矯風会は五月二三日の全国大会で、日本軍元「慰安婦」に一刻も早い謝罪と補償を！の声明を参加者一同として発表した。

◇「戦争と性」二七号刊行

戦争のない世界、性暴力のない社会を目指して谷口和憲氏が編集発行している『戦争と性』二七号は特集としてヒロシマ・ナガサキが問いかけるもの、「慰安婦」決議、ドイツの売春の現状などがのせられていく。「戦争と性」編集案発行、一五〇〇円＋税

◇いくの学園は「みんなのいえ」発行

大阪のいくの学園十年のあゆみがまとめられている。◇新版みんなは知らない、国家買春命令 小林大治郎、村瀬明共著 雄山閣復刊